

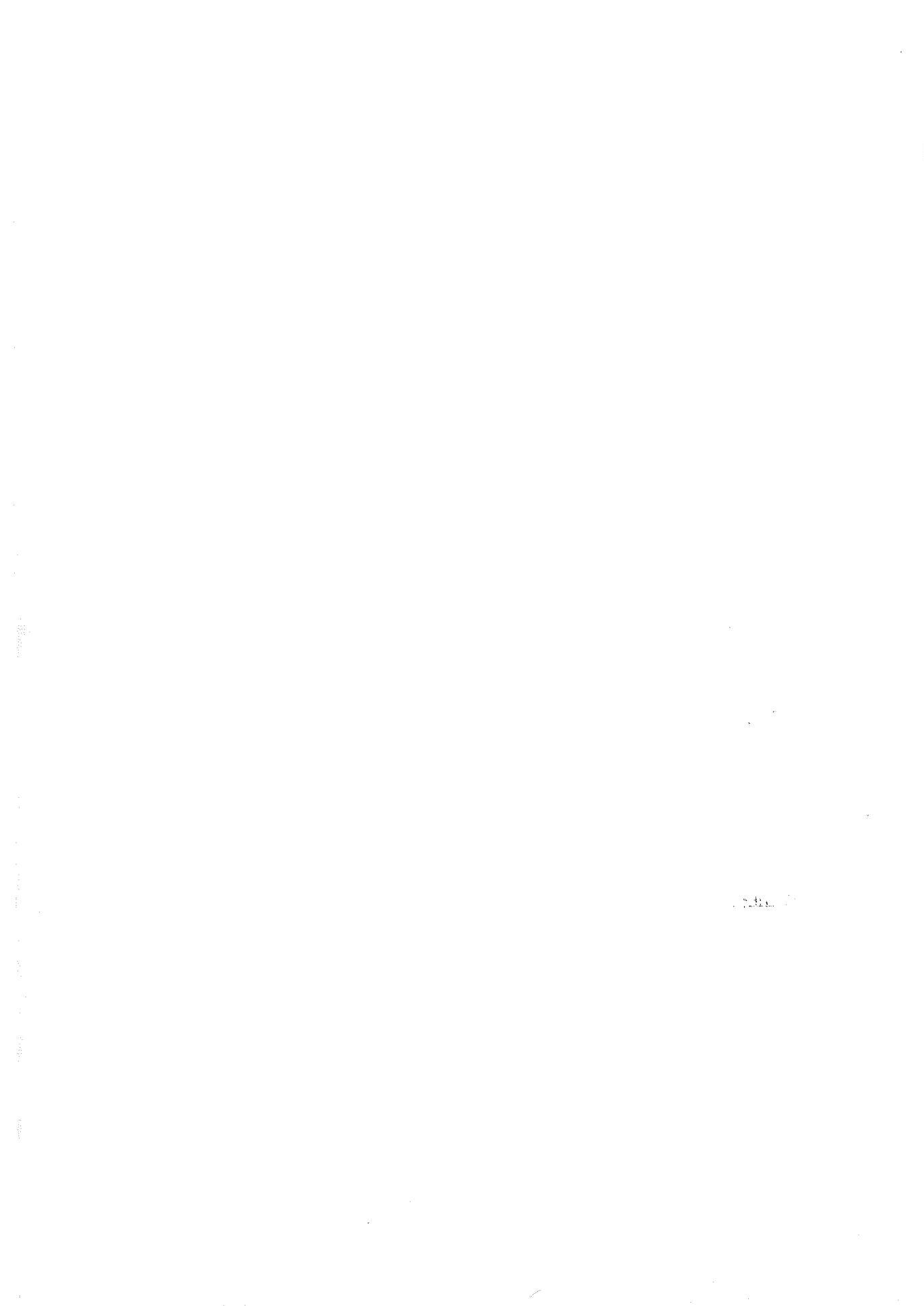
政策資料

No.323 《復刊218号》
1993年8月1日

巻頭言 渡辺銳氣 1

〈資料〉

✓ o 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案要綱・関連資料・概要・対比表	3	✓ o 「政権への挑戦 — 93年宣言」(仮称)案	42
✓ o 高齢者介護充実のための五つの提言・申し入れ	20	✓ o 「一日農水省」(福井県)所信	50
✓ o 脳死および臓器移植問題に関する党内議論の整理・経緯	23	o 皇太子殿下の御結婚にあたって	52
✓ o パート労働法案修正案要綱・関連資料	27	✓ o トトカルチョ(サッカーくじ)問題に対する社会党の見解(案)	53
✓ o 檢察審査会法の一部を改正する法律案	34	✓ o 公衆電話料金の値上げ・値下げに関する考え方(案)	54
✓ o 特定役務に係る継続的役務提供契約の適正化等に関する法律案	34	✓ o P K O政策をめぐる論点整理(中間報告)	55



野党の党首会談で「外交・防衛など国の基本施策を継承」するところが合意された。

六月一七日のことである。

さきの総選挙でこの「施策の継承」が論議の一つとなつた。山花委員長はテレビや演説でも、「合

それだから社会党は「前政権の政策をひきつき、一步一歩改革していく」とことにしたのである。前政権の政策の継承から出発し、生活者優先の視点からより良い方向にかかる、これが政権交代のある歐米諸国の中の政治の常態である。私た

もよくいうではないか。
私たちが継承するのは「国の施策」であって、「自民党的な政策」ではない。自民党的な政策がすべて議会の論議と手続きを経て、国の政策となっているわけではないからだ。単純小選挙区制や自主憲法

言頭巻



「継承」ということ

渡辺鋭氣

政策担当中央執行委員

意されたことは誠実に履行する」

と訴えた。政権交代のさい、国民

にとって、いちばん心配なことは、混乱しないか、政治の空白は生まれないかということであろう。そ

れが三八年間、単独政権になじんできた国民の心情にちがいない。

ちはこれにも学んだ。

けれども宮澤喜一さんは、社会党の「継承」という主張を恣しいままにゆがめてしまった。かれは「自民党的な政策をひきつぐのであれば、社会党的存在はどうなる」

という。存在感を失った宮澤さん

制定—改憲などは、いずれも自

民党独自の政策と理念であって、國の政策や理念ではない。それを混同したところに、宮澤さんと自民党的な驕りが見てとれる。

しかし、と考える。社会党的外交・防衛政策は、選挙のたびに攻

撃の対象とされる。私たちの先輩たちの苦悩もそこにあった。その苦悩を私たちは「継承」して、今日に至っている。この苦悩は私たちの世代で終わりにして、次の世代には「継承」しなくともいいようになりたい。私は國の根幹にかかる政策で、主要政党のあいだに和解できないほどの対立があることは好ましくないと思う。西欧先进国をみれば、外交・防衛政策は基本のところで与野党の合意があり、それが政権交代を容易にしているからだ。

冷戦時代のイデオロギー対立が、ポスト冷戦下でも存在することじたい、異様なことなのである。しかも社会党と自民党的な外交・防衛政策は、そのどちらもが國民の多数の支持を得ておらず、それぞれ自党の理念と政策を国際社会の激動に照らして冷静に分析し、誤りがあれば改革していく勇気が必要である。それが今回の総選挙とその後の政局の中で、改めて求められている。

(わたなべえいき)

資

料



一九九三・六・一一

心身障害者対策基本法の 一部改正について

1. 改正の趣旨

「国連・障害者の一〇年」は昨年で終了した。この間、障害者に関する施策が大きく進展するとともに、障害者自身の社会参加意欲が高まっている。また、国連アジア太平洋社会経済委員会は、本年からの一〇年間を「アジア太平洋障害者の一〇年」と決議している。政府は、こうしたことの背景に本年三月、障害者施策の一層の充実を図るため、「障害者対策に関する新長期計画」を定めている。

心身障害者対策基本法は、昭和四五年に成立したものであるが、今回、このような障害者を取り巻く社会情勢の変化に対応し、関係団体の要望も踏まえ、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、改正を行うものである。

2. 改正の概要

- (1) 法律の題名を「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」に改める。

(2) 法律の目的として、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を位置付ける。

(3) 法律の対象が身体障害、精神薄弱又は精神障害であることを明定する。

(4) 基本的理念として、「障害者は、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えるものとする」旨を加える。

(5) 国は、障害者施策に関する計画を策定しなければならないこととするとともに、都道府県及び市町村は、障害者施策に関する計画を策定するよう努めなければならないこととする。

(6) 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるため、一二月九日を「障害者の日」とする。

(7) 雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用等について、国及び地方公共団体が講すべき施策に関する規定を整備するとともに、事業者に対しても所要の努力義務規定を設ける。

(8) 「心身障害者対策協議会」の名称を「障害者施策推進協議会」に改めるとともに、中央障害者施策推進協議会の委員を、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の中からも任命するものとする。

心身障害者対策基本法の

一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

障害者を取り巻く社会情勢の変化に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、題名 障害者の定義 国及び地方公共団体等の責務に関する規定を改める等所要の改正を行うこと。

第二 心身障害者対策基本法の一部改正

一 題名に関する事項

法律の題名を「障害者基本法」に改めること。

二 総則に関する事項

1 目的

障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを法律の目的とする。(第一条関係)

2 定義

法律の対象となる者の名称を「障害者」に改めるとともに、身体障害、精神薄弱又は精神障害が法律の対象であることを明定すること。(第二条関係)

3 基本的理念

(1) すべて障害者は、個人の尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものとすること。(第三条第一項関係)
(2) すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる

ものとすること。(第三条第二項関係)

4 障害者の日

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、一二月九日を障害者の日とすること。(第六条の二関係)

5 障害者基本計画等

(1) 政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないものとすること。(第七条の二第一項関係)

(2) 都道府県は、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならないものとすること。(第七条の二第二項関係)

(3) 市町村は、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならないものとすること。(第七条の二第三項関係)

(4) その他(1)から(3)までに規定する計画に関し所要の規定を設けること。(第七条の二第四項から第八項まで関係)

6 年次報告

政府は毎年、国会に障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならないものとすること。(第九条関係)

三 障害者の福祉に関する基本的施策に関する事項

1 医療

(1) 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、又は取得するために必要な医療の給付を行うよう必要な施策を講じなければならないものとすること。(第十条第一項関係)
(2) 国及び地方公共団体は、(1)に規定する医療の研究及び開発

を促進しなければならないものとすること。（第十条第一項

関係）

2 施設への入所、在宅障害者への支援等

(1) 国及び地方公共団体は、障害者が、施設への入所又はその利用により、適切な保護、医療、指導、訓練又は授産が受けられるよう必要な施策を講じなければならないものとすること。（第十条の二第一項関係）

(2) 国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施策を講じなければならないものとすること。（第十条の二第二項関係）

(3) 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を講じなければならないものとすること。（第十条の二第三項関係）

(4) 国及び地方公共団体は、(1)から(3)に規定する指導、訓練及び福祉用具の研究及び開発を促進しなければならないものとすること。（第十条の二第四項関係）

3 教育

国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する環境の整備を促進しなければならないものとすること。（第十二条第二項関係）

4 雇用の促進等

(1) 国及び地方公共団体は、障害者の優先雇用の施策を講じなければならないものとすること。（第十五条第一項関係）

(2) 事業主は、障害者の雇用に関し、適当な雇用の場を与えるとともに、その雇用の安定を図るよう努めなければならないものとすること。（第十五条第二項関係）

(3) 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対しても、

費用の助成その他必要な施策を講じなければならないものとすること。（第十五条第三項関係）

5 公共的施設の利用

(1) 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるよう配慮しなければならないものとすること。（第二十二条の一第一項関係）

(2) 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、当該公共的施設の構造、設備の整備等について、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないものとすること。（第二十二条の二第一項関係）

(3) 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等に關し、障害者の利用の便宜を図るための適切な配慮が行なわれるよう必要な施策を講じなければならないものとすること。（第二十二条の二第三項関係）

6 情報の利用等

(1) 国及び地方公共団体は、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないものとすること。（第二十二条の三第一項関係）

(2) 電気通信及び放送の役務の提供を行なう事業者は、当該役務の提供に當たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないものとすること。（第二十二条の三第二項関係）

1 四 障害の予防に関する基本的施策

国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進しなければならないものとすること。（第二十六条の

二 第一項関係

2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため必要な施策を講じなければならないものとすること。（第二十六条の二第一項関係）

五 障害者施策推進協議会に関する事項

1 「心身障害者対策協議会」の名称を「障害者施策推進協議会」に改めること。（第二十七条関係）

2 中央障害者施策推進協議会の委員を、関係行政、機関の職員及び学識経験のある者に加えて、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちからも任命するものとすること。

（第二十八条関係）

3 地方障害者施策推進協議会のつかさどる事務として、当該地方公共団体における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議を位置付けること。（第三十二条関係）

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、障害者施策推進協議会及び障害者基本計画等に関する規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第二項から第四項まで関係）

（参考）

心身障害者対策基本法の概要

昭和四五年五月二一日
法律第八四号

1. 目的

心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、心身障害の発生の予防に関する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もって心身障害者対策の総合的推進を図る。

2. 内容

（第一章～第三章）

発生予防、医療、保護、年金、教育、雇用等の分野における国、地方公共団体等に対する訓示規定。

（第四章）

心身障害者に関する基本的、総合的な施策の樹立について調査審議する「中央心身障害者対策協議会」（総理の諮問機関）の設置を規定。

なお、個別具体的な施策は、関係各省庁がその所管事項について個別法律により対応している。

（例）主な施策と関係省庁及び関係法律

福祉施策 厚生省

身体障害者福祉法、精神薄弱者

福祉法

所得保障 厚生省 厚生年金保険法、国民年金法

雇用 労働省 障害者の雇用の促進等に関する法律

学校教育法

教 育 文部省 建設省 公営住宅法

住宅の確保 税の减免 大蔵省、自治省 所得税法、地方税法

対比表

心身障害者対策基本法（昭和四十五法律第八十四号）

改 正 案	現 行
障害者基本法	心身障害者対策基本法
目次	目次
第一章 総則（第一条～第九条）	第一章 総則（第一条～第八条）
第二章 障害者の福祉に関する基本的施策（第十条～第二十六条）	第二章 心身障害の発生の予防に関する基本的施策（第九条）
第三章 障害の予防に関する基本的施策（第二十六条～（二））	第三章 心身障害者の福祉に関する基本的施策（第十条～第二十六条）
第四章 障害者施策推進協議会（第二十七条～第三十条）	第四章 心身障害者対策協議会（第二十七条～第三十条）
附則	附則
（目的）	（目的）

第一条 この法律は、障害者のための施策に關し、基本的的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにすることともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、

経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

第一条 この法律は、心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、心身障害の発生の予防に関する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もつて心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「心身障害者」とは、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害若しくは言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害又は精神薄弱等の精神的欠陥(以下「心身障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(個人の尊厳)

第三条 すべて心身障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、心身障害の発生を予防し、及び心身障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

(自立への努力)

第六条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 障害者の家庭にあつては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

(障害者の日)

第六条の二 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

3 障害者の日は、十二月九日とする。

国及び地方公共団体は、障害者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第七条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(障害者基本計画等)

第七条の二 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

(国民の責務)

第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

(自立への努力)

第六条 心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参与するよう努めなければならない。

2 心身障害者の家庭にあつては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない。

(施策の基本方針)

第七条 心身障害者の福祉に関する施策は、心身障害者の年齢並びに心身障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2| 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3| 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 4| 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5| 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならぬ。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。

61 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

71 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

81 第四項及び第六項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

第二章 心身障害の発生の予防に関する基本的施策

第九条 国及び地方公共団体は、心身障害の発生の原因及びその予防に関する調査研究を促進しなければならない。

21 国及び地方公共団体は、心身障害の発生の予防のため、必要な知識の普及、母子保健対策の強化、心身障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

第三章 心身障害者の福祉に関する基本的施策

(医療)

第二章 障害者の福祉に関する基本的施策

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回

(医療、保護等)

第十一条 国及び地方公共団体は、心身障害者が生活機能

復し、又は取得するために必要な医療の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。

を回復し、又は取得するために必要な医療の給付を行ない、及び心身障害者の障害を補うために必要な補装具その他の用具の給付を行なうよう必要な施策を講じなければならない。

- 2) 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療の研究及び開発を促進しなければならない。

(施設への入所、在宅障害者への支援等)

- 第十条の二 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種別及び程度に応じ、施設に収容し、又は通わせて、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を行なうよう必要な施策を講じなければならない。

- 3) 国及び地方公共団体は、前二項に規定する医療、指導、訓練及び補装具その他の用具の研究及び開発を促進しなければならない。

- 3) 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、前三項に規定する指導、訓練及び福祉用具の研究及び開発を促進しなければならない。

(重度障害者の保護等)

第十一條 国及び地方公共団体は、重度の障害があり、自立することの著しく困難な障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならない。

(教育)

第十二條 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査研究及び環境の整備を促進しなければならない。

第十三条 削除

第十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者がその年齢、能力並びに心身障害の種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、心身障害者の教育に関する調査研究を促進しなければならない。

(訪問指導等)

第十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導、訓練又は日常生活上の世話を行なわるよう必要な施策を講じなければならない。

(職業指導等)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者がその能力に応じて適当な職業に従事することができるようにするため、その障害の種別、程度等に配慮した職業指導、

職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

の他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。

(雇用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

第十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。

(雇用の促進)

2

第十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者の雇用を促進するため、心身障害者に適した職種又は職域について心身障害者の優先雇用の施策を講じ、及び心身障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等の助成その他必要な施策を講じなければならない。

3

事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関して、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(判定及び相談)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者に関する各種

(判定及び相談)

の判定及び相談業務が総合的に行われ、かつ、その制度が広く利用されるよう必要な施策を講じなければならない。

第十六条 国及び地方公共団体は、心身障害者に関する各種の判定及び相談業務が総合的に行なわれ、かつ、その制度が広く利用されるよう必要な施策を講じなければ

らない。

(措置後の指導助言等)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者が障害者の福祉に関する施策に基づく各種の措置を受けた後日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう指導助言をする等必要な施策を講じなければならない。

(施設の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、第十条第二項、第十二条の二第一項及び第四項、第十二条並びに第十四条の規定による施策を実施するために必要な施設を整備するよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の施設の整備に当たつては、同項の各規定による施策が有機的かつ総合的に行なわれるよう必要な配慮がなされなければならない。

(専門的技術職員等の確保)

第十九条 前条第一項の施設には、必要な員数の専門的技術職員、教職員その他の専門的知識又は技能を有する職員が配置されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十三条の二第三項に規定する福祉用具に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。

(年金等)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定

ればならない。

(措置後の指導助言等)

第十七条 国及び地方公共団体は、心身障害者が心身障害者の福祉に関する施策に基づく各種の措置を受けた後日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう指導助言をする等必要な施策を講じなければならない。

(施設の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、第十条第二項及び第三項、第十二条並びに第十四条の規定による施策を実施するために必要な施設を整備するよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の施設の整備に当たつては、同項の各規定による施策が有機的かつ総合的に行なわれるよう必要な配慮がなされなければならない。

(専門的技術職員等の確保)

第十九条 前条第一項の施設には、必要な員数の専門的技術職員、教職員その他の専門的知識又は技能を有する職員が配置されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他心身障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十三条の二第三項に規定する用具に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。

(年金等)

第二十条 国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の

に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(資金の貸付け等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者に対し、事業の開始、就職、これらのために必要な知識技能の習得等を援助するため、必要な資金の貸付け、手当の支給その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(資金の貸付け等)
(住宅の確保等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の安定を図るため、心身障害者のための住宅を確保し、及び心身障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

2) 国及び地方公共団体は、心身障害者による交通施設その他の公共的施設の利用の便宜を図るため、施設の構造、設備の整備等について適切な配慮がなされるよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設の利用)

第二十二条の二 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするため、当該公共的施設の構造、設備の整備等について配慮しなければならない。

安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

2) 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造、設

備の整備等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

31 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るために適切な配慮が行われるよう必要な施策を講じなければならない。

(情報の利用等)

第二十二条の三 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

21 電気通信及び放送の役務の提供を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(施策に対する配慮)

第二十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者及び心身障害者扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は心身障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(施策に対する配慮)

第二十四条 障害者の福祉に関する施策の策定及び実施に当たつては、障害者の父母その他障害者の養護に当たる者がその死後における障害者の生活について懸念することのないよう特に配慮がなされなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(国民の理解)

第二十六条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十六条の二 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進しなければならない。国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

第二十四条 心身障害者の福祉に関する施策の策定及び実施に当たつては、心身障害者の父母その他心身障害者の養護に当たる者がその死後における心身障害者の生活について懸念することのないよう特に配慮がなさなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者の文化的意欲を満たし、若しくは心身障害者に文化的意欲を起こさせ、又は心身障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行なうことができるようするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他の必要な施策を講じなければならない。

(国民の理解)

第二十六条 国及び地方公共団体は、国民が心身障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(中央障害者施策推進協議会)

第二十七条 厚生省に、中央障害者施策推進協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者基本計画に関する事務をつかさどる。

二 障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立にする事項を処理すること。

二 障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。

三 政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

三 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

3 中央協議会は、前項に規定する事項に関する内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

第二十八条 中央協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 中央協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3 中央協議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

4 中央協議会の専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命す

(中央心身障害者対策協議会)

第二十七条 厚生省に、中央心身障害者対策協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 中央協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 心身障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。

二 心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

三 政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

3 中央協議会は、前項に規定する事項に関する内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

第二十八条 中央協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 中央協議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3 中央協議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

4 中央協議会の専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命す

から、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

る。

5 中央協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 中央協議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

(地方障害者施策推進協議会)

第三十条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九

第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、地方障害者施策推進協議会を置く。

2| 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、

次に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整をする事項を調査審議すること。

3| 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4| 市町村（指定都市を除く。）に、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

5 中央協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 中央協議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

(地方心身障害者対策協議会)

第三十条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第

六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に

、当該都道府県における心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため、地方心身障害者対策協議会を置く。

2| 都道府県に置かれる地方心身障害者対策協議会及びその委員に關し必要な事項は、条例で定める。

3| 市町村（指定都市を除く。）に、当該市町村における心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例の定めると

ころにより、地方心身障害者対策協議会を置くことができる。

51 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方

障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

一九九三・五・二九（於：福岡市）

高齢者介護充実

のための五つの提言

日本社会党シャドーキャビネット

市町村高齢化対策委員長

社会党・自治労 高齢者ケア実態調査団長

日下部 禧代子

の目標値である一〇万人では全く不足であることは明らかである。休日や夜間サービスを提供したり、欧州並み水準に近づくためには五〇万人は必要である。待遇の改善を図ることによってその確保は十分可能と考える。その必要経費は九三年予算価格で一兆六千億円程度である。

(2) 同時に、在宅における生活支援サービスを有機的に提供するためには、介護、保健、医療サービスとが一体的に提供されなくてはならない。保健婦の大幅増員、昨年度からスタートした「老人訪問看護ステーション」をゴールドプランの中の一つの事業として位置付けるなどの措置が検討されるべきである。

今回の福岡県における実態調査の成果を踏まえ、高齢者介護体制を確立し、齡をとっても安心して暮らせるまちづくりに向けて次のように五つの提言を行いたい。

1 ホームヘルパーの大増員など人材確保を

(1) 在宅介護を充実するためには人材確保が不可欠の条件である。

政府の「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」（「ゴールドプラン」）

2 職員を拡充し、「個室」を増やしプライバシーを尊重した施設を

(1) 特別養護老人ホーム等の現在の職員配置基準は「寝たきり」状態を想定した水準になつていて、これを根本的に改め、利用者が「自立する」状態になる配置基準に改めるべきである。そのため先進国並みの利用者一人対職員一人以下の水準とする。同時に、現行の措置費

制度を、福祉職給与表を作成することなどによって職員の経験を加味したものに改める。

(2) 職員確保、設備基準、措置費等の改正を前提にし現在四人部屋が主流となっている特別養護老人ホームを年次計画を立て「個室」が原則となるようにする。既存施設を一〇〇〇年まで順次「個室」に改める。また、新規建設ものについては「個室」を原則とする（定員の七～八割）。

3 自治体における「福祉のまちづくり条例」制定運動に取り組む

(1) 大阪府と兵庫県の例を参考にして、意識啓発や福祉教育の推進などソフト面と、病院・学校・スーパー・駅舎などハード面で高齢者や障害者が利用しやすいようになる施策を盛り込んだ「福祉のまちづくり条例」を全国的な運動として進める。そのため、社会党の条例モデル案を作成する。

(2) しかし、自治体が施行条例で建築物整備に上乗せ基準を定めても、国の建築基準法が改められない限り限度がある。地方でのこうしたイニシアティブを支援するためにアメリカ障害者法やスウェーデンのバリア・フリー（障壁の解消）の考え方等を参考にしつつ、建築基準法や都市計画法等の関連法規の改正に取り組む。

4 魂が入った「老人保健福祉計画」を作ろう

(1) 市町村が在宅・施設介護サービスに関する中期計画を定める「老人保健福祉計画」の策定状況は、全体的に見て、必ずしも順調とは言えない。首長の関心の薄さ、職員不足、ノウハウの欠如、財源的制約、コンサルタント会社への委託などのため計画作りが上滑り傾向にあると判断される。

(2) したがって、以下の点をとくに留意し、真に分権的計画になる

よう期待したい。①徹底した住民参加の保障——サービスの受け手と担い手の両方、②行政各部局の連携体制による自前の計画づくり、③予算を伴う計画策定は必ず市町村議会の議を経るようにする、④市町村毎に創意工夫のサービスを豊富にする——住居改造、給食サービス、緊急通報システム、教育・文化施設と老人福祉施設との合築化など。

※※※※※
一九九三・六・一
※※※※※

高齢者介護体制の充実に関する申入れ

日本社会党シャドーキャビネット市町村高齢化対策委員会は、さる五月二八日～二九日の両日、福岡県の三地域（八女郡黒木町、春日市、直方市・田川市）を訪問し、在宅介護の実情と「老人保健福祉計画」の策定状況について視察を行いました。この視察結果に基づき以下の諸点について申し入れます。厚生省が、改善すべき点については直ちに取り組まれ、また、九四年度予算編成等においても具体策を講じらるよう申し入れます。

【総論として】

一、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（以下「戦略」と略記）を前倒し実施すること。

まだに、地方においては要介護高齢者や家族の負担軽減に目に見える「戦略」や老人福祉法等八法改正など国の次元における変化が、い形で結びついていない。したがって、ホームヘルパーの増員を始め「戦略」の事業整備の速度を早める必要がある。「生活大国五カ年計画」に合わせ一九九六年度までに前倒し実施すること。

二、「老人保健福祉計画」を実のあるものにすること。

「老人保健福祉計画」に対する地方の関心と姿勢は全般的に十分とは言えない状況にある。国として、負担金、補助金、地方交付税等の財政的支援と技術的支援を一層強め、地方が計画づくりに取組み易い環境を整えること。

【各論として】

一、老人日常生活用具給付等事業を改善すること。

(1) 緊急通報装置について認定要件を他の用具並みに緩和することも、二月一日になつて現在の内示時期を早めること。また、実勢価格と国の補助基準単価とは三万円以上の開きがあり、補助単価を引き上げること。

(2) 上下に移動する調理台を対象品目へ加えること。また、体位交換が容易になるように幅広の寝台も用意すること。

二、在宅介護を支える保健医療体制の整備を急ぐこと。

(1) 保健婦は数不足のため年間計画の消化に追われ、訪問指導まで手が回らない状態にある。保健婦の増員に今後とも格段の努力を払うこと。

(2) 開業医の高齢化と後継者難はとくに過疎地域において深刻であり往診や訪問看護が行われていない。第三次医療法改正において開業医のあり方を優先課題の一つにすること。

(3) リハビリ需要が急速に高まっており、作業療法士(OT)と理学療法士(PT)不足解消のため養成を急ぐこと。そのため、九一年に作成した「需給計画」の見直しに着手すること。

三、配食サービスの補助基準の弾力化を図ること。

地方でも取組み易いように、配食サービス（在宅高齢者等日常生活支援事業）の補助基準のサービス回数を現状より緩和すること。利用者一人当たり週四日を週二日に、利用者数三〇人以上をより小規模化するなど。

四、老人福祉施設等の職員配置基準の改善を図り、施設の質を高める

こと。

(1) 特別養護老人ホーム等の現在の職員配置基準は「寝かせきり」状態を想定した水準にとどまっている。これを根本的に改め、利用者が「自立する」状態になる配置基準にすべきである。そのため、利用者一人対職員一人以下の水準を目指すべきである。同時に、措置費を福祉職給与表の作成などによる職員の経験加算を反映したものに改めること。

(2) より重介護を必要とする後期高齢者の入所率を反映した措置費とすること。

(3) 職員配置基準、設備基準、措置費等を改善を図りつつ、「個室」の割合を計画的に増やしていく利用者のプライバシーを尊重した

質の良い施設にすること。

一九九三・六・一五

五、高齢者サービス調整チームを再検討し、在宅介護支援センターの整備を急ぐこと。

高齢者サービス調整チームの働きは鈍く所期の目的を果たしていない例が全国的に見られる。この制度のあり方を根本的に見直すとともに、整備の遅れが目立つ在宅介護支援センターの整備を急ぎ、この支援センターにおいて介護計画を立てることができるようにし、要介護高齢者の個別の要求にキメ細かく対応できるようにすべきである。

六、超過負担を解消すること。

実勢に即した補助単価の設定と対象範囲、面積基準等の改善によって地方公共団体の超過負担を解消すること。

七、横文字の乱用をやめ馴染みやすい日本語を用いること。

介護施策において、「ショートステイ」「デイサービス」「ケアハウス」「シルバーハウジング」など横文字の乱用は目に余る。利用者本位の福祉という見地に立って馴染みやすい日本語を用いること。

一九九三年六月一日

脳死および臓器移植問題

に関する党内議論の整理

日本社会党・脳死及び
臓器移植問題特別委員会

1 病死によって臓器に支障をきたし他の治療方法によっては生命の維持が困難な患者がいて、それが臓器移植によって命が救われるというのであれば、人道的な見地から一定の条件の下で臓器移植は認められる。

2 臓器移植を行うためには、臓器の提供が必要となるが、心臓や肝臓の移植については脳死体からの臓器の提供が必要となる。ただ、脳死体からの臓器提供が無秩序に行われた場合さまざまな問題が生ずるおそれがあるので一定の条件の下で行われることが必要である。このため、臓器移植についての法律の制定が望まれる。なお、脳死は人の死と認めることがないので臓器移植の法律の制定には反対もしくは時期尚早という意見もあった。

3 「脳死をもって人の死とする」といった死の定義に関する明文規定は置かず、臓器移植のために脳死体からの臓器摘出が認められることを明らかにするにどめる。

4 脳死とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された状態をいう。死亡時刻は、竹内基準による第一回目の判定時刻とする。

厚生大臣

丹羽雄哉 殿

日本社会党

シャドーキャビネット市町村高齢化対策委員長

日下部 禧代子

5

臓器提供は本人が生前提供の意思を文書で表示している場合にのみ認められる。

6 同一医療機関における脳死の判定、臓器の摘出と移植は禁止される。脳死の判定は一定の医療機関に限定する。

7 インフォームド・コンセント、医師以外の人を含めた審査会等の臓器受容者（レシピエント）の権利は保障される。

8 臓器移植を公平に行うため臓器移植ネットワークの整備、コーディネートシステムの整備が必要である。

9 臓器移植につながった脳死体の判定および臓器移植にいたるまでの記録は作成され、治療記録を含め長期に保存される。その記録はレシピエント本人、ドナーの遺族または法定代理人に開示される。

10 臓器売買を禁止する。違反した場合には実効のある罰則を設ける。また、臓器の斡旋を業として行うものについては厚生大臣の許可制とする。

11 臓器移植医療が行われることと併せて、救急・救命医療体制の整備、患者の権利法の制定、医療側の倫理宣言等が求められる。

脳死及び臓器移植問題の経緯

1. 臨時脳死及び臓器移植調査会

平成元年12月 「臨時脳死及び臓器移植調査会設置法」成立、公布
(平成2年2月1日施行)

所掌事務：内閣総理大臣の諮問に応じ、脳死及び臓器移植に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、

この問題に関する政策に係る重要事項について調査審議

設置期間：二年間

会長：永井道雄、委員：一五人、参与：五人

平成2年3月 第一回会合、これ以降、会合三回、国内視察三回、
海外調査三回、意識調査二回、公聴会六回を実施
平成3年6月 「脳死及び臓器移植に関する重要事項について（中間意見）」を取りまとめ、公表
平成4年1月 「脳死及び臓器移植に関する重要事項について（答申）」を取りまとめ、内閣総理大臣へ答申
答申の概要：脳死を「人の死」とすることについては、概ね社会的に受容され合意されているといつてよい。一定の条件の下で脳死体からの臓器移植を認める。

(注) 「脳死体」からの臓器移植は認めるが、「脳死」を

「人の死」とすることに賛同しない立場からの少數

意見を第IV章として付記

平成4年1月31日答申を国会へ報告

答申を尊重し、本問題に取り組む旨の対処方針を閣議決定

2. 生命倫理研究議員連盟

昭和58年 発足（当初は「生命倫理懇談会」）

〔超党派の議員連盟で、現在約100名の国会議員が加盟〕

会長・中山太郎衆議院議員

平成4年1月22日の脳死臨調答申後、総会三回、役員会八回を開催

平成4年4月 中山会長が「臓器移植法（仮称）について（検討メモ）」を提示

衆議院法制局が「臓器移植に関する基本的事項（検討メモ）」を提示

これを基に検討が開始されたが、第一二三回通常国会への法案提出は見送り

8～9月 国会議員あてに「脳死・臓器移植問題Q&A」及び脳死臨調答申を送付

10月15日 衆議院法制局が「臓器の移植に関する法律案（仮称）に盛り込む基本的な事項（案）」を提出これを議連役員が各党に持ち帰り検討が行われたが、第一二五回臨時国会への法案提出は見送り

3. 日本社会党脳死及び臓器移植問題特別委員会

平成4年4月22日発足（第一回）
委員会構成：委員長 堀昌雄

副委員長 池端清一 小沢克介 一井淳治 菅野寿
事務局長 五島正規

内 容：役員選出と今後の進め方について協議
委 員 厚生、法務など二八名

5月20日（第二回）厚生省、日弁連よりヒヤリングのうえ討論

11月11日（第三回）

11月18日（第四回）

11月27日（第五回）

12月8日（第六回）

第四回会合（11・18）には、北里大救命救急センター長、日弁連人権擁護委員会よりヒヤリング。その他は自由討議を基本上に、「臓器移植に関する法律案（仮称）に盛り込む基本的な事項（案）」（「議連試案」）についても検討した。

その結果、事務局より「論点の中間整理」「今後の議論の進め方」が、12月に提起される。また、各委員から文書で意見を求め、一九名の議員から提出された。

平成5年2月24日（第七回）

「脳死・臓器移植問題に関する各界の意見を聴く会」として、日本移植学会、日本救急医学会、胆道閉鎖症の子供を守る会、脳死立法に反対する関西市民の会、同市民会議よりヒヤリング。なお、この会の案内は社会党議員全員に配布された。

3月24日：特別委三役会議
4月6日（第八回）各党協議会の経過報告及び対応について協議した。

〃5月27日（第九回）

〈改革連合〉栗森喬（参）

〈二院ク〉下村泰（参）

〈日本新党〉武田邦太郎（参）

各党協座長の「協議会検討素案をまとめるに当たっての基本的考え方」、「臓器移植法案（仮称）の骨子（協議会検討素案）」等を経過報告の上、各委員に示し討論を行なう。

次回特別委員会までに、各党協座長の「基本的考え方」に対する論点整理を特別委三役で行なう旨を確認。

〃6月15日（第10回）党内議論の整理について協議し確認した。
*なお、第二二六回国会（今年）より、常任委員会の所属変更等により役員・委員が一部変更。

副委員長に森井、小沢、長谷、一井、今井、菅野（寿）の六氏。委員三五名（全体四三名）

4. 脳死及び臓器移植に関する各党協議会

平成4年12月 最近の脳死及び臓器移植問題についての立法化議論をはじめとする議論の高まりに關し、この問題の重要性に鑑み、この問題の検討を円滑に進めていくため、各党間の協議の場として設置、この問題について幅広く調査研究、検討、協議

5. 主な論点

- 脳死を法的・社会的に「人の死」と認めてよいか。
「臓器移植法」を制定するばあい、脳死（脳死体）を法律上いかに位置付けるか。
- 臓器提供についてのドナー本人や遺族の承諾のあり方をどのように考えるか。

- (現在)
 - 〈社会〉 森井忠良（衆）、五島正規（衆）、
長谷百合子（衆）、今井澄（参）
 - 〈公明〉 遠藤和良（衆）、矢追秀彦（衆）
 - 木庭健太郎（参）
- 〈共産〉 児玉健次（衆）、西山登紀子（参）
- 〈民社〉 柳田稔（衆）、勝木健司（参）

パート労働法案に 関する四党共同要求

日本社会民主連合
民主党
社会公明党
共产党

われわれは昨年二月六日に四党・民主改革連合の共同法案である「短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案」を衆議院に提出して以来、この共同法案を基本とするパート労働立法の実現をめざし、政府・自民党に対して、まずパートタイム労働者の労働条件等を改善するため的措置が必要であることを認めるとともに、共同法案に対する意見または独自の法律案を示すよう強く求めてきたところであるが、これに対する回答として、政府・自民党は、今国会に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案」を提出した。

われわれは、政府・自民党がわれわれの要求に応じてともかくもパート労働立法の必要性を認め、政府案の提出に踏み切ったこと自体は評価する。しかし、その内容については、われわれが期待していたものは程遠く、到底納得することができない。すなわち、四党・民主

改革連合の共同法案が「通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保」の観点から立案されたものに対し、提出された政府案は「適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善」等の観点から立案されたものとなつており、両法案の内容は、そのような立法の観点

をはじめ、具体的な措置についても大きく隔たつたものと言わざるを得ず、従つてまた、政府案では、パートタイム労働者の労働条件等の改善を一体どの程度期待できるのか、疑問であると言わざるを得ない。しかしながら、パートタイム労働者の現状をこのまま放置することはできず、早急にパートタイム労働者の労働条件等の改善を図るために立法措置を講ずる必要がある。

われわれはこのような立場から、政府案の審議に当たり、政府・自民党に対して、共同法案の考え方や内容を踏まえつつ、次のとおり要求するものである。

〈記〉

1. 短時間労働者の通常の労働者との均等待遇の確保について

(1) 均等待遇の確保について

「適正な労働条件」とは「通常の労働者との均等待遇」であることを法文上明らかにすること、少なくとも「適正な労働条件の確保」には「通常の労働者との均等待遇の確保」の観点も十分考慮されるべきであることを法文上明らかにするとともに、指針を策定するに当たつても、「通常の労働者との均等待遇の確保」の観点も十分考慮されるべきであることを法文上明らかにすること。
〔第3条及び第6条ほか関係〕

(2) 略称規定について

第3条において「適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善」を「雇用管理の改善等」と略称する旨の規定が設けられているが、むしろ「適正な労働条件の確保等」という略称をこそ用いるべきであり、仮に政府案のように

略称するとしても、少なくとも第1条の目的規定においては、そのような略称規定は使用せず、「適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善」と明記すべきである。〔第3条及び第1条ほか関係〕

(3) 通常の労働者と同様の就業実態にある者について

「所定労働時間が通常の労働者とほとんど同じ労働者」のうち「通常の労働者と同様の就業の実態にあるにもかかわらず、待遇又は労働条件等について通常の労働者と区別して取り扱われている者は労働条件としてふさわしい待遇をするように努めについては、通常の労働者としてふさわしい待遇をするように努めるものとする。」という現行パートタイム労働指針の規定については、政府案に基づく指針においても同様の規定を設けることとする。

2、短時間労働者に対する特別措置について

短時間労働者については、通常の労働者との均等待遇の確保を図ることも、次のような特別な措置を講ずること。（これらの事項は、賃金や有給休暇などのように、何が差別的な取り扱いか、あるいは具体的にどのようにすることが均等待遇であるか、の判断が困難なものではない。）

(1) 労働条件記載文書の交付

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした書面を交付しなければならないものとすること。

(2) 通常の労働者への優先雇用

事業主は、現に雇用する短時間労働者が従事している業務と同種の業務について通常の労働者の募集をする場合において、当該短時間労働者が当該募集に応ずる旨の申出をしたときは、当該短時間労働者を優先して当該通常の労働者として採用するように努めなければならないものとすること。

(3) 所定外労働の制限

事業主は、短時間労働者を、その意に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させとはならない（「ないように努めなければならない」ものとすること）。

(4) 就業規則作成時の意見聴取

事業主は、就業規則のうち短時間労働者に係る事項の作成又は変更については、当該事業場において雇用する短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聞くように努めなければならないものとすること。

3、法の実効確保措置について

(1) 法の実効性を確保するため、労働大臣は、事業主に対し、「指導及び助言」にとどまらず、「勧告」ができるよう明定すること。〔第7条関係〕

(2) 行政体制の拡充強化を図ること。

(3) 労働者派遣法の場合の「労働者派遣事業適正運営協力員」制度と同様に「パートタイム労働適正化指導員（仮称）」制度を設けると

ともに、「不適正な労働条件及び雇用管理」のもとにおかれたパートタイム労働者が、速やかにその是正を図ることができるよう、救済措置を求めることのできる機関の設置等について検討すること。

(4) 短時間労働援助センターの運営に労働者代表が参加できるよう措置すること。

4、期間雇用者の保護措置等について

解雇や定年退職等についてもパートタイム労働者に対する差別的取扱いをなくすよう措置するとともに、フルタイム労働者にも共通する期間雇用問題については、労働者の保護、雇用安定の確保の観点から、早急に労働契約法制度上の措置を講ずるため必要な検討に着手すること。

5、法施行後の見直し検討について

政府は、この法律の施行三年後に見直し検討を行うこととし、その旨法律に明記すること。

6、その他

短時間労働者の定義については、現行指針では「一日、一週間又は一ヶ月」の所定労働時間が相当程度短い労働者とされているのに対し、政府案では「一週間の所定労働時間」が短い労働者とされている。が、これにより、従来は施策の対象になっていた短時間労働者がその対象から除外される等の施策の後退がないこと、または後退させないことを明確にすること。

一九九三・六・七（衆議院労働委員会）

政府のパート労働法案 に対する賛成討論

※ これは、三会派を代表して公明党の河上草雄議員が行なったものだが、その内容については、三会派間で調整確認されている。

私は、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党を代表し、内閣提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成し、日本共産党提出の修正案に反対の立場で討論を行います。

パートタイム労働者の雇用の安定、労働条件の改善が叫ばれるようになってから、すでに久しいことは、ご承知のとおりであります。パートタイムの労働契約も、契約でありますから、労使両当事者の合意によることは当然です。しかし、労働契約の場合、労働側が弱い立場にあることから、いずれの国においても労働者保護法制を設けているところであって、特にパートタイム労働契約については、従来、パートタイム労働者にも一般的には労働法の適用があるとされてきたにもかかわらず、実際にはなかなか有効な保護がなされてこなかったことを直視すれば明らかなように、なおさらの保護法が必要なのであります。

パートタイム労働者の雇用形態、就業形態は実に多種多様であり、

その要求にも比重や程度に大きな個人差があつたりしますから、パートタイム労働者の中には、恵まれて全く満足している者もあることを、われわれも否定はしません。また、短時間労働者に対する年次有給休暇の比例付与制度の導入、雇用保険における短時間労働被保険者制度の導入、中小企業退職金共済制度における短時間労働被共済者制度の創設などの前進があつたことも事実であります。しかし、全体として見た場合には、相変わらず「安上がりの雇用調整弁」として活用されていることは明らかです。

社会党は一九八三年の一〇月に、公明党はその半年後の一九八四年三月に、それぞれ独自のパート法案を提出し、民社党もその後、法案要綱を発表しました。そして、社会、公明、民社、社民連の四党と連合参議院、現在の民主改革連合であります、これら四党・一会派は、労働団体の要請を受けて共同法案の作成に取りかかり、昨年二月六日に本院に提出するとともに、政府・自民党に対し、四党共同法案に対する意見あるいは独自の法案を提出するよう強く求めてきたのであります。政府案は、このような経過を踏まえて提出されたものであり、言わば共同法案への対案であります。

われわれは、政府・自民党が、パート労働立法に踏み切ったことについて、もちろん、評価するのであります、問題はその内容であります。共同法案が「通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保」を目的とし、その考え方、具体的な措置内容も明快に示されているのに對し、政府案は「適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善」を目的とし、その「適正な労働条件」等の内容や労働大臣が定める指針の内容は、少なくとも法文上は全く不明なのでありました。社公両党が独自法案を提出して以来、すでに十年もの歳月が経過するにもかかわらず、この間、パートタイム労働者の雇用・労働条件がほとんど改善されていないどころか、悪化していること、そして、そのまま放置すれば一層悪化するであろうことを考慮して、われわれは、

共同法案と政府案の間でパートタイム労働者の雇用・労働条件について一定の改善が期待できるようなものを生み出す必要があると判断し、参議院の状況、意向なども考慮しつつ、政府・自民党と真剣に協議を重ねました。その結果、ただいまご説明のあった六点の修正について合意を見るとともに、この法律の施行に当たる政府・労働省の見解、特に「通常の労働者との均衡」を図る必要があるという考え方も、本委員会の審議の中で明確に示されるに至つたのであります。私はこの問題の取扱い方として、三年後の見直し検討を明確にしたことは、適切なことと考えます。

さて、パートタイム労働者の問題が、これによつてすべて解決するものでは、もちろん、ありません。特に雇い止めの問題、つまり、フルタイム労働者にも共通する期間雇用、有期雇用の問題も解決を迫っています。われわれは、三年後の見直し検討を念頭に置きつつこの法律の施行状況を監視するとともに、引き続き、期間雇用など残された問題の解決のために一致結束して取り組んでいく決意でありますし、政府・自民党においても、これで済んだとするのではなく、この法律を積極的に運用しつつ、期間雇用問題などについても引き続き鋭意検討されるよう期待して、私の賛成討論を終わります。

に努めるものとすること。

短時間労働者の雇用管理の 改善等に関する法律案に 対する修正案要綱

第一 短時間労働者の通常の労働者との均衡等の考慮等について

一 目的規定の明確化（第一条関係）
目的規定における「雇用管理の改善等」の内容が「適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善」であることを明確にすること。

二 通常の労働者との均衡等の考慮の明確化（第三条第一項関係）

事業主の責務規定について、事業主は、その雇用する短時間労働者について適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずるに当たり、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮すべきことを明確にすること。

第一 短時間労働者に対する特別措置について

一 労働条件記載文書の交付（第六条関係）

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するように努めるものとすること。

二 就業規則の作成の手続（第七条関係）

事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くよう

第三 実効性確保の措置について（第十条関係）

本法の実効性を確保するため、労働大臣は、短時間労働者を雇用する事業主に対して、指導及び助言に加えて勧告をすることができるよう法律上明示するとともに、併せて報告の徴収についての規定を整備すること。

第四 本法施行後の見直し検討について（附則第二条関係）

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。



「均衡」の概念に関する 修正提案者確認答弁

【問】 私どもは、これまでパート労働法の労働条件の改善については「通常の労働者との均等待遇」を要求してきた。今回衆議院の修正案によると、「通常の労働者との『均等』ではなく『均衡』」という用語が使われているが、これについては、「均等待遇をしなくともよい」という法的根拠を与えたのではないか」という声も出ている。そこで、この修正案の提出者はどのような概念でこの用語を使用されたのか、確認したい。

政府提出のパート労働法案は、六月七日の衆議院労働委員会における自民、社会、公明、民社四党の共同修正提案で「事業主の責務規定において、事業主は、短時間労働者の適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずるに当たり、就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮すべきことを明確にする」など六項目にわたり修正の上、成立した。この政府案修正案に盛り込まれた「均衡」の意義・概念がどのようなものであるか、特に社会、公明、民社、社民連の野党四党が共同提出したパート労働法案にある「均等」とはどう違うのかが、この修正の評価を大きく左右することから、六月一〇日の参議院労働委員会では、社会党の清水澄子参議院議員が、共同修正提案者の一人である永井孝信衆議院議員（社会党）に「均衡」の意義・概念に関する見解を質すとともに、行政当局にも、その見解について確認を求めた。

六月一〇日の参議院労働委員会における両議員の問答等は次のとおり。

【答（永井衆議院議員）】 お尋ねの点については、衆議院の労働委員会においても議論されたところであるが、修正内容の重要なポイントであるので、若干説明が長くなることをお許し頂き、お答えしたい。私どもとしては、「均等」と「均衡」との間には一定の前提条件を踏まえた場合には大きな差異があるものではないものと理解しているし、例えて言えば、「均衡」とは「多少幅をもつた均等」、あるいは「やわらかい均等」だとも言えると思う。

通常、「均等」という言葉は英語では「イコール」と訳され、そして「均衡」という言葉は「バランス」と訳されることから、実際に意味するところが特別に異なるかのように受け止められることは、そもそもうかな、と理解できる。しかし、実際上の問題としてよく考えて頂きたい。

例えば、「收支の均衡、つまりバランス」あるいは「労働力需給の均衡、つまりバランス」という場合には、収入金額と支出金額、あるいは労働力の需要と供給とが同じかほぼ同じになることを意味しておらず、実際、雇用保険法や労働保険料徴収法等においては、そのような意味で「均衡」という言葉が使用されている。

国家公務員災害補償法において、その補償内容が他の法律による補償内容と「均衡」を失わないように、と規定され、また地方公務員災

害補償法では、非常勤者の扱いについて常勤者の扱いとの「均衡」を失しないように、と規定され、あるいはまた「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律」で、「派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する待遇については、部内職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。」（第十一條）と規定されているのは、「極力同じにする」という意味で使用されているようである。

この問題については、衆議院の法制局にも相談し、使用例を点検して見たが、参考になる「コメント」として、農林法規研究委員会編の『農林法規解説全集』（農政編。大成出版社刊）というものがあるが、その中で、農業基本法第一條において国の農業に関する政策の目標を規定する条文の中にある「他産業従事者と均衡する生活を営むこと」という文言について、そこでいう「均衡」という言葉の意味が次のように解説されている。

均衡とは、バランスするとか、つりあいがとれるということ、換言すれば、同じかるべきものと同じにするということで、その意味で理念的な概念である。したがって、いかなる姿がバランスか、どうなつたら同じかるべきものが同じになつたといえるかは、結局社会通念だということになる。もう少し具体的にいふと、他産業従事者との均衡という場合に、ひとくちに他産業従事者といつても、その内部は均質的ではなく、その従事する産業の種類・企業規模等によってその営む生活の程度や態様もさまざまである。したがって、農業従事者と比較することが社会通念的に妥当な――妥当といふことの中には可能ということも含まれるのでその意味で妥当かつ可能といつてもよい――他産業従事者をとり、その営む生活と、農業従事者の営む生活とが同等なものになることが「均衡する」ことの意味である。比較対象は、理論的一般的に決定されるというよりは、

農業基本法のコメントでは、このように「同じかるべきものと同じにする」という意味だと解説されているのであって、私どもの修正案において「通常の労働者との均衡」というように「均衡」という文言を使用したのも、これと同様の見解に立つてのことであるので、ぜひともこの点、十分ご理解を頂きたい。

【問】 労働省としては、今の説明について、これでよいか。

【答】（松原亘子・労働省婦人局長） けさほど来、私がこういうご質問に対してお答えしてきた趣旨は、今永井先生がおっしゃった趣旨と同じだと理解している。



一九九三・五・一九（法務委員会）

検察審査会法の一部を

改正する法律案（社会党提出）

法務部会

要旨

検察審査会法第五条の欠格事由から、第三号の「耳の聞こえない者、口の聞けない者及び目の見えない者」を削除し、これらの者に検察審査会に参加する機会を保障するものである。

（参考） 検察審査会法第五条（欠格事由）
(一) 小学校を卒業しない者。但し、小学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
(二) 破産者で復権を得ない者。
(三) 耳のきこえない者、口の聞けない者及び目の見えない者。
(四) 一年以上の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者。

五条三号の「耳の聞こえない者、口の聞けない者及び目の見えない者」は、何らかの補助がなければ実際に審議に参加することが困難であると見られるが、現在身体障害者の社会参加が推進され、これを確保するための様々な設備、手段の拡充がなされており、これらの障害を持った人々が種々の社会活動に参加することが十分に可能となってきたおり、また国等はこれを積極的に促進・支援する責務を負っている。したがって、「耳の聞こえない者、口の聞けない者及び目の見えない者」を一律に審査員から排除することは全く不合理である。

一九九三・六・一五

継続的サービス提供契約 適正化法案の提出について

日本社会党シャドーキャビネット
通商産業委員長 和田貞夫

1. 日本社会党は本日、衆議院に「特定役務に係る継続的役務提供契約の適正化等に関する法律案」を提出した（社民連所属議員と共同提出）。本法案は、エステティックや外国语会話教室などの継続的サービス提供事業について、近年サービス内容や事業者の倒産等をめぐる消費者トラブルが急増していることから、契約内容を明記した書面の交付など契約締結の構成化、クーリングオフ制度や中途解約権の法定等を通じて消費者の利益を保護しようとするもの。

社会党は、継続的サービス提供事業における消費者トラブルの問題について、衆議院商工委員会等で昨年四月以降再三にわたって政府の対応を質すとともに、本年三月一日には党の立法政策要綱を公表るべきであり、その欠格事由も最小限のものとすべきである。法

表し、政府・与党に対して新法の制定を強く迫ってきた。これに対し通産大臣（当時）や経企庁長官も「法改正や新法制定も視野に入れ対応する」との趣旨の答弁を行ってきたが、今国会を通じて政府・与党側から立法化に向けて積極的な対応が得られなかつたため、社会党案の提出に踏み切つた。

2. 通産省は本日、エステティック・外国语会話教室・学習塾・家庭教師派遣の四業界に対し中途解約権を契約書面に明記させるなどの指導を行なうことと/orする研究会報告書を公表した。これは前述の社会党の取組みに応えたものであり一定の評価に値するが、業界団体を通じた指導行政だけではアウトサイダー事業者に規制が及ぶにくいなど効果に限界があることから、引き続き政府に対して法規制を含む積極的対応を求めていく。

3. 本法案の特徴は次の通り

- (1) 規制対象 エステティックサービス（法律に明記）及び語学その他の知識の教授等のサービス（政令で指定）を提供する契約のうち、①通産省令で定める期間又は回数以上②政令で定める金額以上③政令で定める割合以上を前払い一に該当する契約。
- (2) 前払金保全措置 事業者は、契約が解約された場合に顧客に交換すべき前払金の二分の一に相当する額について、政令で定める者（事業協会等）との間で、保証委託契約を締結した後でなければ継続的サービス提供契約を締結してはならない。
- (3) クーリングオフ・中途解約権等 継続的サービス提供契約について八日間のクーリングオフを認める。その後も①顧客の心身の故障によりサービスの提供を受けることが著しく困難である場合等のやむを得ない事由があるとき②事業者がサービス提供契約の内容等を顧客の同意を得ないで変更したため顧客に著しい不利益が生じるとき一の二つの場合に、将来に向かって契約を解除できる。また、契約解除にともなう損害賠償・違約金等については、

特定役務に係る継続的役務提供 契約の適正化等に関する法律案

目次

- ※※※※※※※※※※
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 継続的役務提供契約（第三条第十三条）
第三章 割賦信用あせん業者に対する抗弁（第十四条・第十五条）
第四章 雑則（第十六条—第二十四条）
第五章 罰則（第二十五条—第二十七条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定役務に係る継続的役務提供契約の締結及びその履行を公正にし、並びに顧客が受けることのある継続的役務提

上記①の顧客側の事情による場合でも、契約金額からすでにサービスを提供した分を除いた残額の一〇%までに限定される。

(4) 抗弁権の接続 サービス提供事業者に対して生じている事由をもって、提携クレジット会社等に対抗できる。

(5) その他の規定 その他、顧客への書面交付義務、誇大広告・不実告知・不当な行為の禁止、違反事業者に対する指示・業務停止命令、罰則等の規定を設けている。

供契約に係る損害の防止を図ることにより、顧客の利益を保護し、あわせて継続的役務提供契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「継続的役務提供契約」とは、当事者の一方が相手方に対して特定役務を通商産業省令で定める期間又は回数以上の期間又は回数にわたって提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の対価を支払うこと及びその対価の全部又は一部としてその対価の政令で定める割合以上の額の金銭をその支払に相応する当該特定役務の提供を受けるに先立って支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「継続的役務提供事業者」とは、継続的役務提供契約に基づき特定役務を提供する事業(以下「継続的役務提供事業」という。)を行う者(継続的役務提供事業を行おうとする者を含む。)をいう。

3 この法律において「特定役務」とは、次に掲げる役務をいう。
一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。

二 語学の教授その他知識の教授であつて政令で定めるもの
4 この法律において「割賦信用あつせん」とは、次に掲げるものをいう。

一 それと引換えに、又はそれを提示して特定の継続的役務提供事業者と継続的役務提供契約を締結して特定役務の提供を受けることができる証票その他の物(以下「証票等」という。)をこれにより継続的役務提供契約を締結して特定役務の提供を受けようとする者(以下この項において「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して特定の継続的役務提供事業者との間で継続的役務提供契約を締結したとき

は、当該利用者から当該継続的役務提供契約に基づく役務の対価に相当する額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該継続的役務提供事業者に当該金額を交付すること。

二 証票等を利用することなく、特定の継続的役務提供事業者が行う顧客との間の継続的役務提供契約の締結を条件として、その対価の全部又は一部に相当する金額を当該継続的役務提供事業者に交付し、当該顧客から二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領すること。

三 証票等を利用者に交付し、あらかじめ定められた時期ごとに、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して特定の継続的役務提供事業者との間で締結した継続的役務提供契約に基づく役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を当該利用者から受領し、当該継続的役務提供事業者に当該役務の対価に相当する額を交付すること。

5 この法律において「割賦信用あつせん業者」とは、割賦信用あつせんの事業を営む者をいう。

6 この法律において「割賦信用あつせん業者と割賦信用あつせんに係る契約を締結した継続的役務提供事業者をいう。

第二章 継続的役務提供契約

(前受金保全措置)

第三条 継続的役務提供事業者は、政令で定める者との間において、政令で定めるところにより、継続的役務提供契約が解除された場合において継続的役務提供事業者が顧客に対して行うべき前受金(顧客が、継続的役務提供契約に基づく役務の対価の全部又は一部としてその支払に相応する当該役務の提供を受けるに先立って当該継続

的役務提供事業者に対し支払った金銭（既に当該継続的役務提供契約に基づき役務が提供されている場合にあっては、当該金銭の額から既に提供された当該役務の対価に相当する額を控除した額の金銭）をいう。以下同じ。）の返還につき、その額の二分の一以上の額に相当する額の金銭の顧客に対する支払を担保する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結した後でなければ、継続的役務提供契約を締結してはならない。

（書面の交付）

第四条 継続的役務提供事業者は、継続的役務提供契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該継続的役務提供契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、継続的役務提供契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該継続的役務提供契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

2 継続的役務提供事業者は、継続的役務提供契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該継続的役務提供契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 特定役務の内容及びその提供される期間又は回数
- 二 特定役務の対価並びにその支払の時期及び方法

- 三 特定役務の提供される場所
- 四 継続的役務提供契約の変更に関する事項

- 五 継続的役務提供契約の解除に関する事項（第十一条第一項から第

- 三項まで、第十二条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に関する事項を含む。）

- 六 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

七 保証委託契約の内容

八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項について広告をするときは、特定役務の内容その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際にものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（誇大広告の禁止）

第五条 継続的役務提供事業者は、継続的役務提供契約に関する事項について広告をするときは、特定役務の内容その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際にものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（継続的役務提供契約の締結又は更新についての勧誘等）

第六条 継続的役務提供事業者は、継続的役務提供契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、継続的役務提供契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第七条 継続的役務提供事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 威迫する言動を交えて、継続的役務提供契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は継続的役務提供契約の解除を妨げる

除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、継続的役務提供契約に関する行為であって、顧客の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

(指示)

第八条 主務大臣は、継続的役務提供事業者が第三条から前条までの規定に違反した場合において、継続的役務提供契約の締結及びその履行の公正並びに顧客の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その継続的役務提供事業者に対し、継続的役務提供契約の締結、更新又は解除に係る業務に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第九条 主務大臣は、継続的役務提供事業者が第三条から第七条までの規定に違反した場合において、継続的役務提供契約の締結及びその履行の公正並びに顧客の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は継続的役務提供事業者が前条の規定による指示に従わないときは、その継続的役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、継続的役務提供契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(継続的役務提供契約の解除等)

第十一条 継続的役務提供事業者と継続的役務提供契約を締結した顧客は、第四条第一項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により継続的役務提供契約の解除を行うことができる。この場合において、継続的役務提供事業者は、当該継続的役務提供契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求すること

ができない。

2 前項の継続的役務提供契約の解除は、当該継続的役務提供契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 継続的役務提供事業者は、第一項の継続的役務提供契約の解除があつた場合には、既に当該継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、顧客に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。(やむを得ない事由による解除等)

第十一條 継続的役務提供事業者と継続的役務提供契約を締結した顧客は、第四条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後において、心身の故障により継続的役務提供契約に基づく役務の提供を受けることが著しく困難である場合その他やむを得ない事由があるときは、将来に向かって継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

2 継続的役務提供事業者は、前項の継続的役務提供契約の解除があつた場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該継続的役務提供契約に基づく役務の対価の額から既に提供された当該役務の対価に相当する額を控除した額の百分の十に相当する額を超える額の金銭の支払を顧客に対して請求することができない。

3 前二項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。(継続的役務提供契約の内容等の変更が顧客に不利益となる場合における解除等)

第十二条 継続的役務提供事業者と継続的役務提供契約を締結した顧客は、継続的役務提供事業者が継続的役務提供契約の内容及びその履行に関する第四条第二項各号に掲げる事項を当該顧客の同意を得ないで変更した場合において、これが当該顧客にとって著しく不利

益となるときは、将来に向かって継続的役務提供契約の解除を行うことができる。この場合において、継続的役務提供事業者は、当該継続的役務提供契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(継続的役務提供契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第十三条 継続的役務提供事業者は、継続的役務提供契約が解除された場合（前二条の規定により継続的役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときににおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を顧客に対して請求することができない。

一 当該継続的役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合提供された当該役務の対価に相当する額

二 当該継続的役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始前である場合契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 継続的役務提供事業者は、継続的役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（継続的役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を顧客に対して請求することができない。

第三章 割賦信用あっせん業者に対する抗弁

（割賦信用あっせん業者への抗弁の対応）

第十四条 割賦信用あっせん関係役務提供事業者と継続的役務提供契約を締結した顧客は、第二条第四項第一号又は第二号に規定する割

賦信用あっせんに係る契約の締結の方法により締結した継続的役務提供契約に基づき提供される特定役務に係る支払分（割賦信用あっせんに係る各回）との当該特定役務の対価（割賦信用あっせんの手数料を含む。）の支払分をいう。以下同じ。）の支払の請求を受けたときは、当該特定役務の提供につきその継続的役務提供契約を締結した割賦信用あっせん関係役務提供事業者に對して生じている事由をもって、当該支払の請求をする割賦信用あっせん業者に對抗することができる。

2 前項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする顧客は、その対抗を受けた割賦信用あっせん業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

第十五条 第二条第四項第三号に規定する割賦信用あっせんに係る弁済金の支払については、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに、次の各号に規定するところにより当該各号に掲げる当該割賦信用あっせんに係る債務に充当されたものとみなして、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「支払分（割賦信用あっせんに係る各回）との当該特定役務の対価（割賦信用あっせんの手数料を含む。）の支払分をいう。以下同じ。）」とあるのは、「弁済金（支払うべき時期に支払われるべき弁済金をいう。）」と読み替えるものとする。

一 遅延損害金があるときは、それを優先し、次に、当該割賦信用あっせんの手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充当する。

二 前号の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充当する。

三 第一号の手数料については、その支払うべき時期が早いものか

ら順次に充当する。

四 遅延損害金及び割賦信用あっせんの手数料以外の債務について
は、その割賦信用あっせんの手数料の料率が高いものから順次に
充当し、その充当の順位が等しいものについては、その債務が發
生した時期が早いものから順次に充当する。

2 前項に定めるもののほか、第二条第四項第三号に規定する割賦信
用あっせんに係る弁済金の支払に關し前条の規定を準用するため
弁済金の充当について必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(継続的役務提供事業協会)

第十六条 主務大臣は、継続的役務提供契約の締結及びその履行を公
正にし、並びに顧客の利益を保護することともに、継続的役務提供契
約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法
(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立され
た法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことが
できると認められるものを、その申請により、当該業務に係る継続
的役務提供事業の種類を定めて継続的役務提供事業協会として指定
することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該継続的役
務提供事業協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に
係る継続的役務提供事業の種類を公示しなければならない。

3 継続的役務提供事業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地
を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け
出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に
係る事項を公示しなければならない。
(継続的役務提供事業協会の業務)

第十七条 継続的役務提供事業協会は、その目的を達成するため、前

条第一項の規定による指定に係る継続的役務提供事業に関し次に掲
げる業務を行うものとする。

一 継続的役務提供事業を行うに当たり、この法律その他の法令の
規定を遵守させるための継続的役務提供事業者に対する指導、勧告そ
の他の業務

三 継続的役務提供事業の業務に対する顧客等からの苦情の解決

四 前受金に係る継続的役務提供事業者の債務の保証

五 継続的役務提供事業に関する広報その他継続的役務提供事業協
会の目的を達成するため必要な業務

(改善命令)

第十八条 主務大臣は、継続的役務提供事業協会の前条に規定する業
務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、継続的役務提供
事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるこ
とができる。

(指定の取消し等)

第十九条 主務大臣は、継続的役務提供事業協会が前条の規定による
命令に違反したときは、第十六条第一項の規定による指定を取り消
すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨
を公示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めると
きは、政令で定めるところにより継続的役務提供事業者に対し報告
を求め、又はその職員に、継続的役務提供事業者の事業所に立ち入

り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第十七条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、継続的役務提供事業協会に対しその業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、継続的役務提供事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(適用除外)

第二十二条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であってこれにより顧客の利益の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

(主務大臣)

第二十三条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該継続的役務提供契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。（権限の委任）

第二十四条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第九条第一項の規定による命令に違反した者
第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

三

一 第三条の規定に違反して、継続的役務提供契約を締結した者

二 第四条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

三 第五条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

四 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二十条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

(経過措置)

一九九三・六・七

2 この法律の施行の際現に継続的役務提供事業を行っている者は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは、第二条の規定にかかわらず、継続的役務提供契約を締結することができる。

3 第四条第二項及び第十条から第十三条までの規定は、この法律の

施行前に締結された継続的役務提供契約については、適用しない。

4 第十四条の規定は、この法律の施行の日以後顧客が第二条第四項第一号又は第一号に規定する割賦信用あっせんに係る契約の締結の方法により締結した継続的役務提供契約に基づき提供される特定役務に係る支払分について、適用する。

5 第十五条の規定は、この法律の施行の日以後顧客がそれと引換えに、又はそれを提示して特定役務に係る継続的役務提供契約を締結した証票等に係る第二条第四項第三号に規定する割賦信用あっせんに係る弁済金のうち、第十五条の規定を適用した場合には当該役務に係るものとみなされることとなるものの支払について、適用する。

作成委員会委員長

山 花 貞 夫

「政権への挑戦——九三年宣言」案のとりまとめにあたって

一、「政権への挑戦——九三年宣言」(仮称)案は、社会党が人々と共にめざす新しい社会像、社会民主主義の価値と理念、その実現に向けた基本的政策指針を提示し、広く世に問うものである。このとりまとめにあたっては、党内はもとより各界から貴重なご意見・ご提案をいただきながら、起草作業小委員会が研究と議論を重ねて草案を作り、さらにこれをもとに作成委員会で議論して表現を改善した。

ここに示した政策指針は、社会経済情勢の変化、国民のニーズに対応して不斷に充実・改善・具体化を図るべきものである。作成委員会としてのこの提案は、構成を含めていっそその検討を深めるためのものであり、党内外の活発な議論を期待したものである。

二、社会党はこれまで、連合・連立政権に向けた構想を時どきの情勢に即して明らかにするとともに、「新しい政治への挑戦」(土井提言)などの政策の柱を示し、その実現への努力を国民に約束してきた。この「九三年宣言」も、党の綱領的文書であると同時に、われわれが今日めざす連立政権の政策としても議論の対象となりうるものでなければならない。

三、「九三年宣言」は、国会や自治体議会における立法活動や地域における運動などとの整合性をもたなければならぬ。そうした意味から、たとえば焦点の一つである国際貢献については、「非軍事・文民・民主」を基本とした協力と、自衛隊とは別組織によるPKO参加の法律案を提出する理由である。

理由

特定役務に係る継続的役務提供契約の現状にかんがみ、継続的役務提供契約の締結及びその履行を公正にし、並びに顧客が受けることのある継続的役務提供契約に係る損害の防止を図るために、前受金の保全、継続的役務提供契約の内容等に関する書面の交付、やむを得ない事由等のある場合に顧客が継続的役務提供契約を解除することとする等の措置を講ずるとともに、割賦信用あっせん業者に対して継続的役務提供契約に係る抗弁を対抗できることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

という政策の堅持、また安保・自衛隊政策については、現在シャドーキャビネットおよび軍縮・安保・自衛隊調査会で作業中の「軍縮プログラム」「安全保障基本法案」などの相互調整——という観点が重要である。

四、「九三年宣言」の討議・決定を通じてめざすべきものは、党自らの「合意にもとづく統合」と広範で多様な人々との協力を実現し、政権を担いうる党として国民の信頼を得ることである。したがって、その内容の確かさ豊かさはもちろん、議論と決定のあり方そのものが党本部と各級機関、議員・党員相互、そして党と市民・専門家との間の信頼関係を深め、とともに現実を変革していく決意を固めていくものでなければならない。

この案をもとに、当面、九月に予定している中央執行委員会案の決定に向けてさらに十分な討議・検討を進めていただきようお願いし、私自身もそのための努力を尽くすとともに、党内外の意見や提言に大いに学びながら、内容についての的確な判断をしていきたいと思っている。

「政権への挑戦——九三年宣言」

(仮称) 案

はじめに

一、めざすべき新日本の姿——自律・分権・循環型の生活優先社会を

- 一、めざすべき新日本の姿
- 自律・分権・循環型の生活優先社会を

二、共生市場経済

——環境と共生する産業を

三、自立する地域社会

——個性あふれる田園都市を

四、小さな政府・大きな自治体

——自治体・政府・国際機関の役割分担へ

五、世界とともに生きる新しい日本

——公正で平和な新世界秩序を

結び

はじめに

1. 新しい時代が始まった。冷戦が終わり、人類共生の時代を迎えた。一国単位の世界から、政治も経済も国際化・地域化する時代に入った。経済効率を最優先する価値観に代わって、生活や心の充実が最大価値とされる時代がきた。これらは「新宣言」後の新しい現実である。

「新宣言」を創造的に発展させ、社会民主主義の方向を鮮明にする新しい政策をうちだすときがきた。私たちはどんな日本と世界を望み、どんな理念と政策で日本国民と人類の新しい可能性をひらくのか—それをここに宣言し、すべての女性と男性とともに政府をひきうける決意を表明する。

- 2. 私たちの基本理念は自由・公正・連帯である。「自由と自律」とは、自らの問題を自ら決定できることであり、支配からの自由と参加

する自由を含んでおり、人間が理性的かつ個性的な存在であることに基づいている。「公正と公平」は、一切の差別の否定、権利と機会の平等であり、すべての人間が最高価値であることに基づいている。「連帶と共生」は、人びとが協同しあい、自然とともに生きることであり、人間が社会的かつ自然的存在であることに基づいている。この基本理念を基礎に、平和・人権・環境・福祉・分権の基本政策目標を実現する。これらの理念と政策目標を具体化する生活優先社会を、公正で多様な手段によって、一步一步実現する永続的な過程が社会民主主義である。

3. 現在の日本は産業優先社会である。それは①資源を大量に使い捨て、環境を壊す資源使い捨て型、②政治力も経済力も中央政府と一部団体・個人に不公平に一極集中する大規模集中型、③地域や個人の自律性を認めず、中央が画一的に決定する中央集権官僚型という特徴をもつておらず、それはいま、いき詰まっている。私たちの新社会は生活優先社会である。それは①資源を再生しつつ活用し、自然も人間も共生しあう循環型、②政治力も経済力も自治体—政府—国際機関と多くの団体・市民に公平に分散する分権型、③地域や個人の創造性を最大限に尊重する自律型の社会である。

4. ソ連・東欧の崩壊は、一党独裁・中央集権的な計画経済・生産手段の国有化など社会主義的手段の誤りを証明した。私たちは市場経済を基本とする。しかしそれだけでは公平な分配も環境保全もできず、公的規制が必要となる。私たちは市場経済と公的規制を適切にくみあわせた混合経済の土俵にたって、議会制民主主義を基本にしながら直接民主主義で補完する。

5. 私たちはこの同じ土俵の上で、公正・公平に重点をおく政策を掲

げ、保守党の競争偏重の政策に対抗する。保守党の規制緩和の主張に対し、私たちは二次・三次産業などの市場分野は自由競争を原則として大幅に規制緩和し、自然環境や社会資本、そして教育・医療・食糧などの公共性の高い分野は、必要な公的規制と、可能な限りの競争を進める。「小さな政府」でも「大きな政府」でもなく、「小さな政府・大きな自治体」を主張する。保守党の分離課税比例税率の主張に対し、総合累進課税を重視する。保守党の自立・自助に対し、私たちは個人の自助にまかずのでも公的福祉にたよるのでもなく、それらと地域の共助を適切にくみあわせた福祉社会をめざす。

二、共生市場経済——環境と共生する産業を

6. 私たちは効率と量の経済から生活と質の経済へ転換して、持続可能な内需主導型成長を実現する。環境は経済の基礎であり、環境に非合理的なものは経済にも非合理である。産業は自然に害を残さない限りで資源をとりだし、環境に適合する限りの財を生産する原則をたてる。その原則はエネルギー—原材料—生産—流通—消費—廃棄の全過程で貫かれるべきである。そのためには環境を害する過程を環境にやさしいものにかえる。環境権・住民参加・情報公開を環境基本法に宣言して、アセスメント法制化をし、環境税など税財政上の刺激で、環境に有害なものは高くつき、適切なものは有利にする。

7. 原子力は核廃棄物などの問題を、また化石エネルギーは炭酸ガスによる地球環境問題をそれぞれ抱えている。私たちは脱原発の日本をめざし、さらに再生可能で小規模分散型の自然エネルギー中心体系への転換を図る。そのため、抜本的な省エネを進め、天然ガスなど低公害性化石エネルギーの比率を大幅に高める一方、太陽エネルギーなど自然エネルギーを導入していくなかで、原子力を縮小し、化石エネル

ギーも徐々に縮小していく。

8. エネルギーの現状は九五%近くを化石エネルギーと原子力に依存し、電力の三〇%近くを原子力に依存している。これらの資源で国民生活も経済も成立しており、私たちはこの現状から出発する。したがって原発は安全性の厳しいチェックをしながら、代替エネルギー確立までの過渡的エネルギーとして認める。私たちは安全性の原則を最優先し、自主・民主・公開の原則を完全実施する。私たちは、①脱原発の目標、②原発・化石エネの縮小計画、③核廃棄物など核物質の厳重保管、④省エネ・自然エネの促進などを内容とした「新エネルギー促進法」を制定する。

9. 私たちは工業原材料について石油など地下資源依存から、植物など地上の自然資源依存への転換を進める。石油化学など高温・高圧のエネルギー多消費型生産過程から、生物化学などの活用による常温・常圧の省エネ型生産過程への転換をめざし、それに必要な技術革新を重点的に進める。

10. 地域の豊かな生産物の多くは現在、いったん中央市場に集められ、複雑な過程を経て再び地方に配達されている。私たちはこのような広域流通システムから、生産者と消費者を結ぶ地場生産＝地場流通センターに転換するなど、内外を通じた流通機構の改革や規制緩和を進めること。

11. すべての分野で廃棄物を必ず再利用するなど自然循環の中にくみこみ、くみこめないものは作らないようにする。そのために処理費用の製造者負担の原則を確立し、税財政面で支援する。

12. 私たちは自己実現としての創造的労働を求める。労働時間と自由時間を生活者が自ら決定する「時間主権」の確立とワークシェアリングが必要である。その目標は、労働条件のみならず労働内容についても労使が共同決定する体制によって達成される。絶えざる技術革新も、この目標に貢献するものでなければならない。経営、労働、消費者による社会的協議の場を設置し、安全で環境にやさしい製品を求める消費者の権利を保障する。企業は株主、従業員、消費者に必要な情報を開示しなければならない。以上によって労働と消費を充実させ、生活優先経済を実現する。

13. 企業は経済活動の主体であるとともに社会の基礎単位でもある。企業は開かれた公正な競争のもとに社会的責任と企業倫理を確立し、会社中心主義から脱して個人を尊重すべきである。私たちは企業に、労働分配率・配当性向・下請分配率・社会貢献度・環境負担を大幅に高めることを求める。企業の地方分散と、地域・地場産業の育成によって「経済の地域化」を進める。専門性と柔軟性をもつ中小企業の群生こそ経済活力の源泉であり、低利融資や協同化、大企業との対等な分業関係等により育成する。私たちは中小企業と大企業が共存する地域経済をめざす。

三、自立する地域社会——個性あふれる田園都市を

14. 私たちは地域社会の自発性に基づく、国際化と個性ある地域活性化を進める。人も企業も、より高度の都市機能とともに田園の機能も求めている。一つの地域で都市機能と田園機能が調和し、居住、産業、教育、文化の各地区や一次、二次、三次の各産業がバランスよく配置された小規模分散型の田園都市が必要である。広域ブロックごとに中枢都市・中小都市・農山漁村が機能分担して補いあい、交通、通信な

ど相互に緊密なネットワークを築き、どこからでも都市機能と田園機能を享受できるようとする。

15. 農林漁業・農山漁村の再生は、単なる経済的視点だけではなく、

安定した食糧需給構造をつくる国民的・国際的視点、および緑を守る自然環境保全の視点から、トータルにとらえるべきである。それが田園都市の条件でもある。私たちは、①兼業農家を含めた地域協同化で経営規模拡大を図り、②家族農業による地域複合化で有機農業を普及し、食料の安全性と食味を高めながら、環境保全型農業として再生する。食文化の基礎であるコメ等の市場開放は行わず、中山間地に所得補償を行う。

16. 私たちは労働組合や協同組合、ボランティア団体や消費者団体などの富利を目的としない協同の精神で結ばれた諸団体の社会的活動を重視し、奨励する。これらの多種多様な自立した団体が、企業や自治体と連携をとりながら地域づくりに参加し、女と男、障害者と健常者、子どもと高齢者、外国人と日本人が共に生きる地域社会を実現する。最も大切な社会の単位である家族など生活共同体の権利は全面的に擁護される。

17. 私たちは、女性差別の克服を緊急の目標とする。そのため、①有給の育児・介護休業などで生計・家事労働への男女共同参加を進めて、性別役割分業を否定し、②保育所・ホームヘルパーなどの充実によって育児・介護を中心とした家事労働の社会化を進め、社会的に不可欠な労働は同じ評価を受けるようにする。③わが党および国、自治体にクオータ制度を導入し、当面、女性の比率が三〇%になることをめざす。

18. 子どもは未来の希望である。子どもは保護の対象であるばかりではなく、独立した人格を持つ人権行使の主体である。私たちの社会は「子どもの最善の利益」を追求する。体罰、虐待、暴力、校則などのもとで苦しむ子どもを解き放つことは子どもの人権確立の第一歩である。

19. 私たちは、さまざまな差別や人権侵害のために、人間の尊厳が傷つけられている人びとと連帯する。すべての患者や、心身障害者の権利は擁護される。同性愛者を差別・排除しない。死刑制度は廃止されるべきである。

20. 私たちはノーマライゼーションの理念のもとで施設収容型から地域分散型の福祉への転換を図る。高齢者は尊敬され、その貴重な労働・人生経験を生かした活躍の場が保障されなければならない。世代間任務分担を進め、公的年金支給とリンクした定年制の確立や高齢者向けの職業訓練施設と住宅を充実する。労働などの社会参加で障害者の自立を図るために雇用を保障し、自由に移動できる町づくりを進め。企業の高齢者・障害者雇用義務をもっと強化し、住宅街に教育文化施設と福祉施設を合築するなど関連施設の複合化と地域分散化を進める。

21. 日本は单一民族国家ではない。私たちは、民族の多様性と内外人平等を大切にする日本社会を実現する。アイヌ民族の権利回復と非定住外国人の人権、そして定住外国人の社会保障、公務就労、自治体の選挙権を認める。身分差別の歴史的解決をめざす部落解放基本法制定の課題をふくめ、人権にかかる基本法制の整備につとめる。

22. 私たちは高齢者・病人・障害者・失業者に健康で文化的な生活を

保障する。税方式によりすべての高齢者に対し、最低限度の生活を保障するナショナルミニマム年金を創設し、所得比例年金は保険料に応じた支給をめざす。保健と予防の重視、医師の自由選択やインフォームド・コンセント（説明と同意）など医療における患者の権利の確保、医療産業よりも被保険者優先の健康保険制度の確立が私たちの医療政策の基本である。検査と投薬の過剰を招きやすい「出来高払い制」の弊害を是正するとともに、人件費と技術料を中心として、保健と医療を結合させた診療報酬体系を創設する。

23. 文化の源泉は人間と自然との葛藤・調和である。しかし、文化は芸術・学問・スポーツなどの分野で大都市に偏重し、画一化が深まる中で創造力が失われている。文化は地域にねざした人びとの個性の参加によって多様性と新たな創造の活力を回復する。私たちは地域から世界に発信する多彩な創造力をうながす鑑賞・創作・研鑽・参加・伝承の確保のための諸施策を政府と自治体の責任で保証する。国内のさまざまな国籍と宗教の間の理解と協調をうながし、アジアを中心とする諸文化の交流と連帯を進める。

24. 教育は自由・公正・連帯の価値を中心におき、文化の新たな創造に寄与するものでなければならない。私たちは「受験戦争」を頂点とする学歴・学校歴社会のは正をめざし、中央集権的教育行政から、教育の具体的な内容は地域と学校で決定する分権的教育に改め、知識・技術偏重の画一的教育から、考え方を学び、個性をひきだす人間性豊かな教育に改革する。私たちは教育有給休暇の導入など生涯学習の充実をはかる。

25. マスメディアとジャーナリズムは、現代社会にとって欠くことのできない存在である。私たちは、ジャーナリズムの独自性と多様性に

期待し、マスメディアが、いかなる勢力からも独立して自主性を確保することを支持する。マスメディアは倫理綱領やオンブズマン制度などで自律性を發揮すべきである。同時に一方的な情報の流れだけなく双方向の流れを重視し、公正な世論形成に貢献することを期待する。

四、小さな政府・大きな自治体——自治体・政府・国際機関の役割分担へ

26. 共生市場経済や自立する地域社会を実現するのは国民であり、政治は条件をつくるだけである。政府も自治体も政党もその手段にすぎない。国際化・地域化の新時代に対応して、国家の権限が中央政府に集中した構造から、自治体—国際機関に移譲された構造へ転換する。私たちは「小さな政府・大きな自治体」をめざす。政府は司法・安全保障・外交・通貨など国民全体にかかわる事務を担当し、それ以外は「大きな自治体」が担当する。

27. 私たちは中央政府の権限と財源を大幅に地方へ移譲し、地域主権を確立する。機関委任事務の廃止、国の出先機関の自治体移行、国の許認可事務の大規模整理と地方移管を進めるとともに、自治体の条例制定権を完全に保障する。自治体が行政的に自立し、地域間外交も進める「地方政府」となることをめざす。市町村は基礎自治体であり、市民の日常生活問題はすべてここで決定・実行する。「国—都道府県—市町村」のもとで、当面は自主的な自治体連合（特別地方公共団体）を推進するとともに、あるべき新たな地方制度の確立をめざす。地方政府における市民自治のために、直接請求権の充実、住民投票制度の創設などで直接民主制を強化し、また情報公開を充実し、オンブズマン制度を促進する。以上を規定する地方分権推進法を制定する。

28. 高齢化、国際化の時代を迎えたいま、国民負担率の上昇は避けられない。したがって、国、自治体を通じた税財政について、①公正な国民負担、②適正な政府支出、③有効な監査制度などがいっそう求められる。私たちは地方交付税や補助金のあり方を見直すことから始め、課税自主権の強化・国の起債許可制の廃止を行い、地方中心の税財政体系に転換する。

29. 私たちは戦後改革に匹敵する大規模な政治改革を断行して腐敗構造を切り、国民の信頼をとり戻す。①企業・団体献金の禁止、②公的助成、③政治腐敗防止、④政権交代を可能とする選挙制度の導入はもちろん、⑤国民に開かれた国会とし、国政調査権を野党にも与えるなどによる議員間政策討論の場とする国会改革、⑥参議院の独自性を明確にする抜本改革と選挙制度改革、⑦情報公開法やオープンズマン制度、そして省庁再編、首都機能の分散など行政機構改革を行い、⑧重要な問題は国民の意見を尊重するため国民投票制度を導入する。また、一八歳以上の選挙権と在外邦人の投票権を保障する。

五、世界とともに生きる新しい日本——公正で平和な新世界秩序を

30. ボーダーレス時代を迎えたいま、私たちは世界とともに公正で平和な新世界秩序を創造する。国連および三〇〇以上存在する国際機構は新秩序形成の重要な手段である。二一世紀は国際機構の時代であり、私たちは大国支配を再現しないために抜本的改革を進める。国連については、①安保理事会における常任理事国拒否権を廃止して、三分の二多数決制を採用するなどの改革をし、②強力な環境開発・人権理事会を創設するなどの機構改革を進め、③国際司法裁判所を強化する。

この改革目標に沿って各国の主権と財源を委譲する。国連は核拡散防止に努め、武器移転を厳しくチェックすべきである。

31. 私たちは開かれた地域主義と経済の国際化を進める。公正な国際市場経済のためには環境・労働条件・技術・通貨・貿易および多国籍企業に関する有効な国際取り決めが必要である。飢餓と窮乏の国がある限り、世界の平和はない。北の豊かさは南に対する不公平な経済関係のせいもある。累積債務返済義務を猶予し、北から南への資源技術の移転、とくに環境保全と原子力の安全管理に関する技術協力を促進し、人権と民主主義の実現のために協力する。政府開発援助（ODA）の量的拡大とともに質的な改善（贈与比率の向上・ソフト面の重視・相手国環境保全・自治体やNGOとの連携強化）を進めるため国際開発協力基本法を制定する。将来は各国のODAを国際機関に集中し、世界的視野から援助する。とくに南の飢えと人口の問題や世界食糧安全保障機構の創設に取り組む。

32. 旧ソ連・東欧諸国の改革と安定は世界全体の問題であり、自助努力を促しながら先進諸国と国際機関の協調による支援が必要である。とくに核廃棄と軍事の民生転換に全面協力する。私たちは北方領土返還を要求するが、政経不可分でなく政経併行を主張する。日ロ平和友好条約の締結をめざす。

33. 私たちは欧洲との連携を図りながら日米のグローバルパートナー・シップと中国などアジア友好外交を本格的に推進する。私たちは、武力やテロを排除した平和と連帯のアジア太平洋の実現に努める。アジア人権機構を創設するとともに、戦後責任を誠実に履行する。私たちは日韓基本条約を承認する。日朝国交正常化を実現し、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との対等な平和人権外交を進め、核拡散防止条

約と南北非核化宣言の実効を期待するとともに、朝鮮半島の平和統一に全面協力する。アジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）を強化して開かれた地域経済圏を確立する。日米の恒常的協議体、環日本海経済圏、東アジア経済協議体などは、その部分的経済圏とする。

34. 私たちは日本国憲法と国連憲章の精神にしたがい、普遍的安全保障による世界平和を追求する。それをめざすものが国連による安全保障であり、また全欧安保協力会議のような地域的安全保障である。私たちはアジア太平洋安全保障会議の創設をめざすとともに、国連が行う①調停等の平和的手段、②経済封鎖等の非軍事的強制手段、③平和維持活動（PKO）に積極的に参加する。私たちは将来、国連平和軍を展望する。

35. 私たちは自衛隊とは別個に、非軍事・文民・民生を原則とするPKO参加と国際的災害救助を目的とする国際平和協力隊の常設をめざす。自衛隊の人員・装備も移譲し、海外での活動はすべて平和協力隊が行い、自衛隊は派兵も派遣もしない。私たちは、国際公務員などの身分を取得して普遍的安全保障の一翼を担う。

36. 私たちは将来、自衛隊を国土警備隊、国際平和協力隊等に再編・解消して非武装日本をめざし、安保条約をアジア太平洋安全保障体制に包摂する。しかし普遍的安全保障が確立するまでは、固有の自衛権に基づく最小限自衛力と日米安保条約を許容する。しかし自衛隊の現状は許容される自衛力の範囲を超えていた。私たちは①自衛権行使を領土・領海・領空に限定し、②渡洋進攻能力のない装備に限定し、③構造的に攻撃能力・意思がないと近隣諸国が安心できるように、自衛隊を縮小し、安保条約の軍事的側面を薄める。

37. 日本国憲法は非武装日本を国家理念とし、それを普遍的安全保障の確立によって達成しようとしている。この憲法の理念に基づく軍縮過程における「法的措置」と「現自衛隊に対する政府の指揮統制行為」は合憲である。私たちは、①非武装の国家理念、②軍縮年次計画、③普遍的安全保障の推進、④非核三原則・武器輸出禁止三原則・文民統制の完全実施などを安全保障基本法等に規定し、大胆に軍縮を進めよう。この過程において自衛権内の最小限度の自衛力は憲法の許容するものとなる。私たちは制服の市民である自衛隊員の人権、福祉、勤務条件を向上させる。

結び

38. 私たちは新しい社会民主主義に基づく国民政党である。企業の経営管理層、行政官僚を含めて、広く国民の支持を求める。私たちの党と労働組合、市民団体は多くの点で共通の目標で結ばれており、独立性を認めながら緊密な連帯のもとで希望の未来を創造する。私たちは「地球規模で考え、地域で行動する」国際的で地域的な政党である。地域分権型の党として具体的な内容は各地域の党が自主的に決定する。私たちは生活や心の充実を重視し、生活優先社会をめざす政党であり、日常生活にかかる地域活動を重視する。生計・家事労働、それに消費生活と文化活動・社会参加が生活の質を決定しており、その充実こそが生活優先社会であり、私たちは国民と共にしてそれを実現する。私たちは積極的で現状変革的な護憲、つまり創憲の党である。

39. 政権交代がないため、政治腐敗と政官財癒着が進んでしまった。私たちは政権党に脱皮し、政権交代のある緊張感あふれる政治を実現する。そのために社会民主主義勢力はもちろん、保守リベラル層とも連携して、憲法を創造的に展開する立場で連合政権の樹立をめざす。

さらに目的に一步でも近づくなれば、どの政党、勢力とも、独自性を尊重しつつ具体的な政策課題の実現をめざす連立政権にも積極的になる。

40. 私たちは、国民ひとりひとりがいま幸せかどうか、世界と日本に貧困や差別はないかなどに目を向け、豊かな人間性に光輝く地球社会の創出をめざす。そのためにはここに掲げる理念と政策の実行が不可欠である。私たちはいまこそ、そのような地球社会の創出に挑戦する新しい機会であると信ずる。この挑戦にすべての女性と男性が参加し、ともに二一世紀を担うことを呼びかける。

一九九三・六・五（福井「一日農水省」）

所 信

日本社会党シャドーキャビネット

委員長 山 花 貞 夫

※※※※※
風光明媚な日本の国土を象徴する鮮やかな新緑に包まれたこの福井におきまして、シャドーキャビネットの「一日農水省」を開催させていただく機会を得ましたことに、心から感謝申し上げます。
本日の企画については、地元の農林漁業関係団体、県をはじめとする地方公共団体、労働団体をはじめ多くの皆様に大変なご尽力をいたしました。シャドーキャビネットを代表致しまして、御礼を申し上げます。

さて、社会党シャドーキャビネットの委員長として、短い時間です

が、所信を述べさせていただきます。

本日のフォーラムの主題である農林水産問題につきましては、地元からご選出いただいたいる衆議院議員・「影の内閣」の農林水産大臣である辻一彦委員長からご提起をさせていただく方がよろしいと存じます。また、本日は、わが党の農林漁業の専門家がそろっておりま

す。そして、福祉問題、環境問題を担当するシャドーの大臣も参加しております。後ほど、つぶさに皆様と議論していただきたいと思います。とは申しましても、二つの点についてだけ触れさせていただきます。その一つは、日米間にますます冷たい風が吹き込んでいます。クリントン政権の経済政策は現時点においてあまり目立った効果を上げていないようです。その分、日本への苛立ちがつのっており、一二月にはガットウルグアイラウンド交渉が山場になると言われています。社会党はコメ問題については国政の基本問題として自民党や各野党と協力して日本農業と地域を護り、再生させるという観点からコメの関税化を許さない決意であることを改めて表明致します。

二つ目の問題はロシアによる核廃棄物の日本海への投げ捨ての問題です。今後も棄てる計画があるとされています。一度海に放射能が漏れだと日本海はまさに「死の海」となってしまいます。各国を動かして対策の確立を促し、国際的な共同作業としてこの問題に取り組む必要があります。近々、改めて宮沢首相にもサミットの正式議題とするよう強く要請し、また、アジアやヨーロッパの社会党の友人たちにもお願いするつもりです。これは皆さん方も、経済界、自治体、市民一体となって取り組んでいただくようお願い致します。

毎日のテレビや新聞などを見ていると、国民の皆さん是一体政治改革は本当に実現するのか、もうイライラしておられると思います。政治改革の原点は腐敗の根絶にあります。政権交代可能な選挙制度への改革、腐敗の温床である企業・団体献金の禁止という二つが車の両輪

関係をなしています。

自民党は、「同志討ち」と「金のかかる選挙」という自民党の党内矛盾を解消することが政治改革だという立場です。実は議論の出発の間違いがここにあります。国民の皆さんのが政治腐敗を抜本的に正せ、民意が正しく反映される選挙制度に変えろ、といっているとき、自民党は一等賞になれなきや、競争するのは嫌だといっているのです。企業・団体献金の禁止は嫌だともいっているんです。

自民党の主張は論外です。汚職を繰り返しているのは自民党です。そして、最高裁もいまの一票の格差は違憲だといっているのです。つまり、国民世論の多数派は野党側にあり、世論の少数派が自民党なのです。しかし、与党である自民党が積極的に改革する気がないとき、私たち野党も自民党的ズル休みに付き合ってしまっては国民の皆さんのが政治に対する希望はなくなってしまいます。

先日、野党六党・会派の党首・代表がはじめて顔を揃えて真剣に議論し、政治改革は今国会何としても実現させようじゃないか、みんなで自民党を説得しようじゃないかということで一致しました。ところが皆さんご承知の通り、宮沢総理はやるんですけど、やるんですけど、がら未だに自民党内をまとめられないでいます。自民党の議員の中には野党と歩み寄る必要なんかないと思き巻いている人もいます。私たちは、どうしたら社会党に有利か、どんな制度にしたら自民党の議席を減らせるかなどといった日先のことでの自民党とけんかはしていません。政治腐敗防止と政治資金の適正化という国民の皆さんとの声が大きく前進するためなら、自民党が手前勝手を止めて、野党と改革実現のために本当に歩み寄る姿勢を示すなら、私たちは大胆に譲歩する決意を示しました。

私たち野党は、自民党がもっと与党・多数党の立場を考えてくれなきゃ嫌だというのでさらに歩み寄り、「連用制」という提案までしています。これで自民党、宮沢総理が本気にならないのなら、改革をや

る気はぜんぜんなし、といわざるを得ません。

私は政治献金の問題については、経済団体の方も同じようなご意見をおもちではないかと考えます。この問題については、財界の方ともご相談したいと思っています。民間政治臨調の提案をとりまとめた亀井会長をはじめ、経済団体の方々とも近々お会いし、政治腐敗防止策の実現についてご協力を願いしたいと思います。

宮沢総理は自民党の中の改革に反対する人たちに苦しめられているようです。宮澤さんが与野党の合意による政治改革を断行するなら、その姿勢を評価し、支持します。

私は自民党の分裂を促している訳でも、自民党と連立政権を組もうといっている訳でもありません。政治改革という二〇年来叫ばれてきた国民の悲願ともいいうべき課題を実現させるとき、派閥だとか、権力争いなどといったコップの中の揉め事は國民が支持しない。党内の改革に背を向ける人たちの圧力に負けるのではなく、國民多数の声に耳を傾けるなら、できる協力はするといっているんです。そして、改革された新しい選挙制度のもとで、次の総選挙を堂々とたかえればいいといっているのです。

もちろん、こんな自民党では改革はできない、俺たちは野党と協力して政治改革を実現させるぞ、という人たちがいれば一緒にやりたいと思います。

今度の国会はもう残すところわずかです。政治改革法案の今国会中の成立を期すなら、会期の延長は必要です。この問題でも私は野党という立場を大きく超えて提案したいと思います。すなわち、通常国会における会期延長は一度だけです。そして、サミットがあつたり、自民党の総裁選挙が九月末にあることなどを考えますと、今度の国会を逃したら政治改革は自民党の権力闘争の渦の中に飲み込まれる恐れがあります。私は、早急に党首会談を開催し、改革に関する基本的合意を形成した上で法案の成立に必要なだけ会期を延長することを提案し

ます。これは公明党や民社党をはじめ野党各党とご相談します。夏休みを返上するぐらいの覚悟で国会で仕事を成し遂げるのが国會議員の、

政党の務めだと思います。

野党六党は既に宮沢総理に党首会談開催の呼び掛けをしています。

宮沢総理がこれを受けず、うやむやに終わらせようとするなら、野党がそろって衆参の両院で会期延長決議を提案することも検討したいと思いますが、まずは宮沢総理の決断を期待します。

もうついぶんと自民党には待たされていました。決断のときです。これなら野党は乗れないだろうなどといって海部内閣のときの並立制の提案などをするのではなく、与野党が歩み寄れる提案をして、特別委員会でとりまとめて、腐敗防止と選挙制度改革を今国会でなんとしても成立させるべきです。

宮沢首相は、国会での政治改革実現を「わたしが決めます」と明言しました。この約束に背いたときの政治責任は自覚している筈です。もしそのようなことになったならば、国民の皆さんから厳しい指弾を受けるでしょう。

社会党は、選挙制度が変われば、その新しい選挙制度のもとで政権交代を実現させるべく自ら努力し、また野党の協力を必ず実現させます。新しい選挙制度を創るということは、新しい風土と文化を創りだすということです。これは党利党略ではなく、議会制民主主義の復権を図る上で、これから日本の民主政治にとってなくてはならないことです。どうか、改革に進む社会党を、そして野党をご支援いただきますようお願いして、私の所信とさせていただきます。

ありがとうございました。

一九九三・六・八

皇太子殿下の御結婚にあたつて

日本社会党委員長
山花貞夫

一、皇太子殿下と小和田雅子さんの御結婚を謹んでお祝い申し上げます。若いお一人の末長い御幸せを祈念とともに、天皇・皇后両陛下と雅子さんの御両親に心からお喜び申し上げます。

一、将来わが国の象徴となられる皇太子殿下の御結婚は、国民にとっても慶事であります。したがって、祝賀の行事は国民じぞつてお祝いできる形式が望ましいと考えます。

御結婚の儀が国事行為として行われるにもかかわらず、神道形式による宗教的儀式とされ、憲法の政教分離の原則に抵触するなどの事態が生じたことは残念です。

一、社会党は、憲法に定められた國民主権^ノの象徴天皇制を支持し、国民に開かれた民主的な皇室となることを望んできました。皇太子殿下と雅子さんが、この良き日を機に、明るい家庭を築かれ、より民主的な皇室づくりへ国民とともに進まれることを心から期待します。



一九九三・五・二六

トトカルチヨ（サッカーライフ）

問題に対する社会党の見解（案）

文化・スポーツ政策調査会

一九九三、五、二六（総合政策調査会提出）

Jリーグ発足に伴つトトカルチヨ導入の動きに關し、昨年の中文化・スポーツ政策調査会は下記の意見をまとめ、四月八日に総合政策調査会に報告した。しかし、その後も自民党や文部省はトトカルチヨの導入を断念せず、法案化への動きを見せてきた。このため、本期の調査会で再検討し、「現段階で昨年の決定を変更する必要は認められない」との結論を得たので、昨年の見解を付して報告する。

一九九二・四・八

来春のプロ・サッカーの発足を期に、日本でもトトカルチヨ（サッカーライフ）を導入しようとの動きがある。社会党にも、日本体育協会と日本オリンピック委員会から、その実現の要望書が届けられている。

この件に関し文化・スポーツ政策調査会は、検討の結果、下記のとおり見解をとりまとめた。

一 スポーツをギャンブルの対象とすることは好ましくない。とりわけサッカーは、今日、子どもたちにとって、野球と同等の人気スポーツとなっていることを考えると、教育的見地からの懸念は無視できない。

二 日体協やJOCは、競技スポーツ選手の育成強化や大衆スポーツ振興普及のための資金不足に悩んでおり、とりわけ長野冬季オリンピックの開催費用の調達にも見通しが立っていないことに焦りを感じていることと思われる。

しかしこうした費用は、公的なスポーツ予算の拡大やスポーツ振興基金の拡充により行うべきものである。公的な予算措置や基金の拡充についての十分な論議と討議がなされないままギャンブル資金を導入することは、納得のいくものではない。

三 大衆に夢を与える立場や、公営競技を健全化しようとする論からは、掛け金のファンへの還元率を高めることが当然である。しかしながら日体協やJOCは、導入するトトカルチヨの控除率は「宝くじなみ（五割程度）」とすると言っている。この構想では、公営競技の健全化論にも逆行する。

また、賞金倍率が二〇万倍にもなる「宝くじ」がモデルでは、「射幸性をあおるものではない」とは言い得ない。

四 教育との関係や「くじ」の健全性などに多くの疑義があり、また総合スポーツ振興計画とそれに伴う資金計画も明確でなく、さらに「くじ」による収入の配分計画も明確でない今日、「サッカーライフ」を安易に法律化することは極めて健全性を欠くものになると言わざるを得ない。

国民の理解を得られる抜本的なスポーツ振興計画を提示し、その計画が国民的に合意されることが先決である。

公衆電話料金の値上げ・値下げに 関する考え方（案）

地方議会に「値上げ反対の意見書」等が
提出された場合の対応について――

日本社会党政政策審議会 総合政策調査会

NTTは、さる五月二一日、公衆電話料金を現行の「三分一〇円」から「一分三〇秒一〇円」の経過措置を経た後、九四年四月から「一分一〇円」に値上げすることを内容とする料金改定を郵政省に申請した。郵政省は、ただちに電気通信審議会に諮問、七月中に答申を受け結論を出す見通しである。

しかし、現在開催されている、あるいはこれから開催される地方議会において、一部政党・会派から「公衆電話料金の値上げ反対する意見書」等の提出の動きが予想されている。われわれは、こうした動きと明確に立場を異にする。われわれは、「コストを無視した料金値上げ反対」や「ただ安ければいい」といった考え方にはくみしない。われわれは、NTTから提案され、郵政省・電気通信審議会で検討が進められている公衆電話料金の引上げ問題について、以下に示す考え方のもとに当面、対応を進めていくこととしたい。

1、NTTから郵政省に申請された公衆電話料金改定の概要是、①市内料金については現行「三分一〇円」を、今秋九月から「一分三〇

秒一〇円＝三分一〇円」に、また九四年四月から「一分一〇円＝三分三〇円」に値上げする。②近・中距離料金については三分間に換算して一〇～二〇円値上げする。③一六〇キロを超す最遠距離料金は、三分間で二〇円値下げする。NTTは、公衆電話の平均通話時間や通信量別通話回数分布など（公衆電話の総通話数のおよそ六割までが一分以内）から実質的な値上げの影響が小さく、また、値上げを一段階に分けて行うなど国民・利用者に納得してもらえる範囲のものであるとしている。

2、公衆電話の市内料金「三分一〇円」が実施されたのが一九六九年（昭和四四年）。

この間、消費者物価が約三・二倍に上昇している中、二四年間据え置かれてきたことになる。しかも、公衆電話料は電電公社時代から今日まで加入電話料より安い料金に据え置かれてきた。今回の料金値上げは、この割安の仕組みを改め、加入電話並みに基本料・端末使用料（加入電話の回線使用料二・三五〇＝円・端末使用料二四〇円。いずれも月額）を組み込んだコストと受益者負担に沿って公衆電話部門の赤字（九一年度約一三四億円）の解消をめざしたものである。郵政省は研究会報告の中では「一般加入電話とまつたく同一の料金制度とする必要性は必ずしもない」といつていて（欧米先進諸国の場合、いずれも一般加入電話料に比べ公衆電話料が高い）。コストと受益者負担を重視した上で公共性の維持・確保を図っていく考え方には立つ以上、値上げもあれば値下げもあるということである。電気通信審議会等での検討にあたっては、審議会運営にオープニ性を持たせ、利用者・国民の意見を十分反映すべきである。

3、われわれは、今回の値上げがコストと受益者負担を取り入れた緊急の改善策として提案されており、これを認める立場に立つて対応

していく。現在、各地・各地域に設置されている八三万台の公衆電話は、基本的通信手段として不可欠なものとして、そのサービス改善が強く求められている。NTTは値上げに伴い、公衆電話のサービス改善に取り組むことを明らかにしているが、なかでも過疎地など低利用公衆電話の維持と無人駅等緊急連絡手段のための増設、音量調節機能付公衆電話の増設や、車椅子のままで使えるための公衆電話への改善・増設など福祉・高齢化に対応するサービスの拡充、パソコン・ファクシミリの接続できる公衆電話の設置など研究開発の活用、二四時間使用できる公衆電話の増加、故障電話の早期修理や電話ボックスの清掃の徹底など、使いやすい公衆電話の実現に取り組むべきであると考える。

4、NTTの電話料金体系の見直しについて現在、NTT、郵政省を中心に関係各方面で検討が進められている。この場合、①市外料金の黒字で赤字の公衆電話、基本料、市内料金、番号案内など各部門を償っているNTTの料金収支構造を抜本的に見直す必要がある、②電気通信サービス・事業の果たす新しい公共性を重視する、③B-ISDNなど次世代通信網の整備・拡充の進め方については、電気通信事業を自由化し、NTTを民営化した趣旨を踏まえ、民間活動を活かすことを基本としていく、④公正競争と規制緩和の促進、公平・透明性のある行政への転換を図る、⑤国際化への対応を強めていく、などの課題に具体性が求められている。われわれは、こうした課題への政策を提起しその実現に今後とも積極的に取り組む。

5、われわれは、以上の考え方につけて今回の公衆電話料金の改定の問題に対応していく。すでにふれてきたとおり、要約するとわれわれは、今回の値上げが第一に電電公社時代の料金体系を改め競争の時代に対応するコストと受益者負担に沿つたものであり、第二に、

公衆電話サービスの改善など新しい公共性への取り組みの姿勢が打ち出されているなど、おおむね認めることができる。したがって、地方議会において方一「公衆電話料金の値上げに反対する意見書」等の提出があった場合、あるいはそいつた動きがある場合、われわれは、これら動きと立場を明確に異にしていく。

〈討議資料〉 一九九三・六・一八

PKO政策をめぐる論点整理

(中間報告)

日本社会党PKO法問題対策プロジェクト

A、最近のPKOの特徴と問題点

一、国際紛争（国家間） 調停型から内戦調停・干渉型への移行

(1) 一九四〇年代末から八〇年代末までの約四〇年間は、主として中東、アジア、アフリカ地域における「国際紛争」が国連PKOの対象地域であった。これは、国際紛争の平和的手段による解決という国連憲章の原則と、米ソ対立による冷戦構造の下で両者の利害の妥協の産物として、国連の「発明」としてのPKOが成立したという背景をもっていた。

(2)しかし、各地で米ソの地域霸権争いと多かれ少なかれ結びついていた「内戦」が冷戦終結後に取り残される形となり、その「平和

的解決」が国際社会の大きな関心事になるとともに、安保理のPKOが合意、協力する条件が増えてきた。九〇年代には「内戦」の性格が強いものであるが、地域的に設置されたPKOの対象地域のほとんどは、過去に大国が関与した、本質的には「内戦」の性格が強いものであるが、地域的な「国際の平和と安全」を理由としてPKOが配置されている。

(3) 旧来のPKOでは、①停戦の合意、②紛争当事者の受け入れ同意、③紛争に対する中立性の堅持、④非強制（自衛のため以外には武力行使をしない）などの原則に基づいて活動が行われてきた。しかし、紛争当事者（国およびその他の武装集団）はしばしば停戦を破り、国連の要員に死傷者が出ることも多かった。時にはPKO部隊自身が戦闘行動をとることがあったが（最も本格的な例はコンゴ）、これは原則の逸脱または例外的なものとみなされてきた。

(4) それでも紛争の主体が国家である場合には、停戦やその後のプロセスには国際社会の意向が反映しやすく、またそれぞれの軍隊への統制も強く働くという条件があった。しかし内戦の性格が強い場合は、武力闘争における勝敗が当事者の死活問題となり、双方の疲弊や相当の利害の一一致がないと、停戦とその後のプロセスが順調に実施されることは難しい。このため、内戦地域におけるPKOは、しばしば和平のプロセスが破綻し、戦闘が再開されるか、国連の要員自身が「敵」とみなされて武力攻撃の対象になることがある。これは本来的に、「国内問題」に外部から「干渉」することがもつ、ある意味で避けがたいジレンマである。

(5) しかし国連は、憲章第一条七項（「この憲章のいかなる規定も、本質上いざれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を

国連に与えるものでなく、また、その事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものではない。」）にもかかわらず、国内紛争の解決にも乗り出している。一面では、大量の難民や飢餓などを放置できないという「人道的要請」が強く働いている。そのための緊急行動と、紛争当事者から「干渉」と受け止められることとの矛盾を、平和的に解決する方法を見出さない。大国がかつて大量の武器を提供し、紛争の土壤と条件をつくりだすのに大きな役割を果たしたことが、ツケとなって回ってきているのである。武器移転の禁止、提供した武器の回収、貧富の格差や国内的対立の緩和・解消などを系統的、具体的に実行していくことが、国際社会とりわけ大国の責任である。。

(6) この取り組みが遅れているばかりか、大国の武器輸出に拍車がかけられている。その一方で、多発する地域紛争を何とか抑制しなければならず、人道的要請も高まりつづけている。このギャップを「即効的に」埋めようとしたのが、ガリ事務総長の報告「平和への課題」である。同報告は、重装備の軍隊の「予防配備」、停戦と和平のプロセスを軍事的にも強制する「平和執行部隊」、停戦後のPKOのための「待機部隊」形成などを提唱している。この構想は、国際社会においても国連の機関の中でも十分な検討が行われ、原則や運用基準が確立される前に、「現実の緊急性」を理由として実施に移されつつある。このため、実際に配置されているPKOにもこれらの要素が次々に附加されており、PKOの原則・性格はなしくすしに変貌を遂げようとしている。

(7) もう一つ重要な動きは、大国が国連の平和維持の実行部隊の前面に出でてきていることである。これまでP-5などの大国は、冷戦下

でのPKOには自らの部隊を前面に出すことなく、中立国や中小の途上国が中心となって、その政治的、財政的、および後方支援の面でのサポートを大国が担うことによって、バランスを保つとともに相互および国際社会の警戒心に配慮してきた。この原則は、国連が一国または一グループの国家群によって支配されたり影響を受けたりしないために慣習的に確立されてきたものである。しかし、湾岸戦争における多国籍軍方式の強行、旧ユーゴにおける西欧同盟軍の展開、ソマリアでのPKOの機能麻痺につづく米軍の介入と武力衝突など、軍事大国がその強力な軍事力を国連の活動に（または国連の権威を使って）投入するという方式が増え、定着する傾向を示している。これがまた、圧倒的な軍事力と国际的な「威信」を背景に、安易な武力行使の採用への衝動と条件をつくりだしている。

(8) その結果の一つとして、従来のPKOが原則としていた紛争当事者の自発性の尊重とPKOの中立性の堅持とは、安保理（= 大国 = 国際社会）の意思が優先するものとして軽視ないしは補足的な要素として扱われ、安保理（= 大国）の意思が絶対的な強制力をもつものへと高められる傾向が見られる。国際社会は、その個別の功罪を吟味するだけでなく、軍事大国の「暴走」や「エゴイズム」にどのような歯止めをかけるかを考えておく必要がある。

二、現在焦点となっているPKOに見る問題点

(1) カンボジア (UN TAC)

(a) 国連PKO史上最大規模と言われたUN TACは、カンボジア内戦の停戦—武装解除—動員解除—選挙—憲法制定—政府樹立など、すべてのプロセスを統制する「暫定統治機構」という包

括的な性格をもっている。任務の一部に「外国軍の撤退監視」などはあるが、基本的にはほぼ全面的にカンボジアの「国内管轄権内にある事項」を扱うことになっている。

(b) ところがこのプロセスのうち、停戦—武装解除—動員解除は今日に至るも実現せず、その条件下で選挙が強行されたことによって、武力攻撃による多数の死傷者が出ることになり、また選挙に参加した党派間でも襲撃、爆破、妨害などが頻発した。しかし投票率は選挙登録者の九〇%に達し、投票だけは予想外の「成功」をおさめた。

(c) 選挙の結果、これも「予想外」にフンシンペック党が第一党となり、人民党（プロンペン政権派）は第二党にとどまった。しかも、いすれも過半数はとれず、憲法制定（2／3以上）には両派の妥協が必要となり、法律の制定などには第三党のソンサン派がキャスティングボートを握ることになった。

(d) この結果に衝撃を受けた人民党は、一部の選挙区の再調査やり直しを要求、チャクラポン殿下など一部強行派は東部七州の「自治区」を宣言したが、まもなく腰くだけになるなど動搖と混乱が生まれている。今後も複雑な政治的展開（場合によっては軍事的な）が予想され、新政権がどのような形と性格のものになるか、国際社会の復興援助がどのような政治的影響をもつかが、今後の焦点となろう。UN TACの長期的評価は、そこまで待ってはじめて可能になる。その任期の最終局面で「失敗」に終わる可能性も小さくない。

(2) 旧ユーゴ (UNPROFOR)

(a) 旧ユーゴ連邦の崩壊は、当初、クロアチアとスロベニアの独立宣言、新ユーゴ連邦の成立、マケドニアの独立などの形で始まつたが、特にクロアチアにおいて少数民族となるセルビア人の

権利・処遇をめぐって武力衝突となり、セルビア共和国の支援を受けたセルビア勢力が優勢のうちにUNPROFORが展開することになった。紛争勃発の引き金となつた両国の独立宣言を、西欧とくに関係の深いドイツが拙速に承認したことに批判もあつた。

(b) クロアチアとセルビア勢力との最初の停戦実現とほぼ同じ頃、クロアチア、セルビア両共和国に囲まれているボスニア共和国が独立を宣言、国民投票を実施した（九二年一月）。ボスニアはモスリム系が四割強、セルビア系が三割、クロアチア系が二割弱という人口比率で、宗教的にもイスラム、ギリシャ正教、カソリックと分かれている。政権はモスリム人が中心で、クロアチア系と連合してセルビア系に対抗するという構図になっておりが、クロアチア系は分離独立してクロアチア共和国に合流しようという意図があり、同様にセルビア共和国と合流しようというセルビア系とこの点で利害が一致、双方の裏協定の存在も疑われている。このため、共闘しているはずのモスリムとクロアチア系も軍事的に対立・衝突を繰り返しており、ボスニア情勢はきわめて複雑で流動的な様相を呈している。

(c) UNPROFORは從来PKOの原則で設置されたが、停戦の度重なる空文化と戦闘の拡大、難民・被災民の大量発生という

状況に迫られて、UNTAC以上の規模に拡大してきた。英・仏を共同議長とする調停団の和平案（ボスニアを一〇地域に分割し、穏やかな連邦国家とする）は、セルビア勢力の抵抗に会い、見通しは確固としたものになつてない。安保理は米国の中止要求を受けて、モスリム系の「安全地帯」の防護のための地上軍の投入と空爆を承認したが、セルビア側の出方によつては大規模な破壊と殺戮、紛争の泥沼化をもたらしかねない。

(d) UNPROFORの特徴は、西欧諸国がその中心であることで

ある。西欧同盟（WEU）やNATOは独自に軍事行動をとつておらず、欧米を中心として「セルビア悪玉論」によって国連が動くことになれば、PKOの公正さ、中立性が問われることにならう（UNHCRの救援物資輸送車からモスリム派向けの武器が発見された例もある）。英・仏などは米国の強行路線に対する政治的解決の道をかえつてこじらせるという「正論」のほかに、歐州各国が派遣しているPKOの陸上部隊にさらに被害が出ることを恐れて抵抗している。米国が今のところ自軍に被害の少ない「多国籍軍による空爆」を分担するというのも微妙な要素を含んでいる。また参加を表明したロシアも、国内にセルビア系に同調する意見が強い。

(e) このように、国連PKOが欧米の強大な軍事力の投入による「平和執行部隊」に転化しようとしていること、いまだ紛争が発生していないマケドニアにすでに配備されたUNPROFORの一部は、「予防配備」とされていることなどは、ガリ報告の提言が國際社会や安保理での正式の合意を見る前に実施に移されていることを物語ついている。その当否や基準などは、安保理のP5の判断に委ねられているのが実態である。

(3) ソマリア (UNOSOM)

(a) ソマリアは、一九九〇年に国内紛争によつて大統領が辞任、自らを共同議長とする調停団の和平案（ボスニアを一〇地域に分割し、穏やかな連邦国家とする）は、セルビア勢力の抵抗に会い、見通しは確固としたものになつてない。安保理は米国の中止要求を受けて、モスリム系の「安全地帯」の防護のための地上軍の投入と空爆を承認したが、セルビア側の出方によつては大規模な破壊と殺戮、紛争の泥沼化をもたらしかねない。

(b) UNPROFORの特徴は、西欧諸国がその中心であることで

ある。西欧同盟（WEU）やNATOは独自に軍事行動をとつておらず、欧米を中心として「セルビア悪玉論」によって国連が動くことになれば、PKOの公正さ、中立性が問われることにならう（UNHCRの救援物資輸送車からモスリム派向けの武器が発見された例もある）。英・仏などは米国の強行路線に対する政治的解決の道をかえつてこじらせるという「正論」のほかに、歐州各国が派遣しているPKOの陸上部隊にさらに被害が出ることを恐れて抵抗している。米国が今のところ自軍に被害の少ない「多国籍軍による空爆」を分担するというのも微妙な要素を含んでいる。また参加を表明したロシアも、国内にセルビア系に同調する意見が強い。

(c) このように、国連PKOが欧米の強大な軍事力の投入による「平和執行部隊」に転化しようとしていること、いまだ紛争が発生していないマケドニアにすでに配備されたUNPROFORの一部は、「予防配備」とされていることなどは、ガリ報告の提言が國際社会や安保理での正式の合意を見る前に実施に移されていることを物語ついている。その当否や基準などは、安保理のP5の判断に委ねられているのが実態である。

であり、ソ連がエチオピアに乗り換えたあと軍事援助を注いだ米国であった。

(b) UNOSOMは、大量難民や飢餓の拡大という状況を受けて、一九九二年四月に停戦の監視（五〇人）、難民・飢餓救援活動の安全保障（歩兵五〇〇人）などを任務として設置された。この場合、「無政府状態」であるため、「受入れ国の同意」というPKOの原則は適用されなかった。しかし首都モガディンオをはじめ各地の武装勢力は、国際救援物資の略奪や襲撃を繰り返し、救援活動ばかりか、PKO部隊にも攻撃を加え、PKOも救援活動も麻痺状態に陥った。

(c) 米国は、この状態を威信を示す好機ととらえ、大規模な米軍を投入した。形式上、安保理決議を受けた「多国籍軍」としたが、指揮権は米国が握り、事務総長は撤退期限の決定権のみをもつことで妥協が成立した。首都周辺の最大の武装勢力アイディド派は、米国の圧倒的な軍事力と、米国と結んで自派の主導権を強化するという打算から、「国連ではない」米軍を歓迎した。ソマリア中南部の情勢は一時沈静化し、救援活動も再開されたが、事態が平穏になると、米国にとっては大規模な米軍をいつまでも放置はできない。こうして大部分の米軍が撤退し、UNOSOM一一が発足した（指揮権は事務総長に戻った）。

(d) UNOSOM一一は、一万八〇〇〇人の兵力を擁している（米軍四千人、パキスタンから四千人以上）。また武器の押収や任務遂行のため自衛を超える武力行使を承認されており、事実上の「平和執行部隊」としての性格と任務を付与された。一方、国連主導で行われていた武装各派の調停交渉は、ほぼ合意に達したが、アイディド派は自派の優位を主張して譲らず、米国の大軍が撤退して国連軍となつたのを機に活動を再び活発化させた。

(e) 九三年六月五日、アイディド派がパキスタン部隊を攻撃、同国兵士二三人が死傷した。これに対する「報復」として一二日、米軍が同派の拠点を空爆した。翌日、ソマリア人デモ隊にパキスタン軍が機銃を掃射、女性や子どもを含む数十人の死傷者を出した。国連PKO部隊は、ソマリア最大の武装勢力と戦闘する新たな「紛争当事者」になった。ガリ事務総長は、「住民殺害は遺憾だが、人道的救援には武装勢力に勝つことが唯一の方策だ」と述べたが、欧州各国やNGOなどからは非難の声が高まり、ドイツのSPDはソマリアへのドイツ軍の派遣は憲法違反として撤回を要求している。

(4) モザンビーケ（ONUMOZ）

(a) モザンビーケの反政府ゲリラRENAMOは、旧白人国家ローデシア（現ジンバブエ）と南アフリカ、米、英などに支援されて旧左翼政権と長年にわたって戦闘をつづけてきた。しかし南アの政策転換とソ連の消滅、政権の疲弊と方針転換などの大きな変化により、停戦と選挙が合意された。

(b) 同国情勢は今のところ比較的に平穏である。しかしRENAMOの勢力は強く、支配地域も広大である。政府の財政は破綻している。このため、武装解除や選挙のプロセスは大幅に遅れしており、当初予定された今年中の選挙は来年に延期された。

(c) 長い内戦の結果、特に内陸部の村落や交通・通信などのインフラの破壊、大量の難民やゲリラ兵士にするために誘拐された多数の子どもたち（二〇万人という数字もある）の救済など、和平のプロセス以上に緊急かつ困難な問題が存在している。

B. PKOの現状・展望と日本のPKO協力法

一、わが党は、PKO協力法案の審議に際して、自衛隊の派遣に反対するだけなく、同法案がPKOの実態といかにかけはなれ、矛盾し、PKOの原則を無視しているかを具体的に論証してきた。日本にとって本格的なPKO参加の初めてのケースであるガンボジアPKO（UNTAC）でも、これらの問題点が如実に示された。「五原則」を中心検討してみる。

(1) 「停戦の合意」

(a) 紛争当事者による停戦の合意は、国連PKOが配置される前提条件である。停戦が実体として存在するからこそ、その「停戦監視」や「再発防止」がPKOの任務とされるのであって、紙の上の「停戦協定」さえあれば現実には戦闘が継続していてもかまわないというものではない。しかし現実には、停戦協定が結ばれて実体としての停戦が実現しても、しばしば停戦違反や別の要因によって戦闘が再発し、停戦は崩壊することが多い。この時、国連とそのPKOはジレンマに立たされる。

(b) 戰闘が本格化すれば、「停戦の合意」は明示的な撤回がなくて

も事実上存在しなくなつたものとして、また実際上もPKOの任務遂行が不可能になつたとして、PKOは中断または撤収を余儀なくされる。もし戦闘が偶発的、一時的、または局地的なものにとどまるという見通しがある場合は、紛争当事者への説得や調停を通じて停戦の再構築に努力し、その間、暫定的に活動の中止や配置の変更などで様子を見ることがある。それによって新たな停戦の合意が成立すれば、PKOの活動は再び「正常化」することになるが、この停戦も脆いことがままある。戦闘が再発、継続したまま、それとは別個にPKOの活動だけはつづくということはありえないし、あってはならない。

(c) これまで多くのPKOの現場で多数の死傷者を出してきたのは、

このグレーボーンの条件下である（キプロス、南レバノンなど）。ソマリアの場合、きわめて形式的な停戦合意に基づいてPKOが配置されたが、武装勢力間の戦闘がやまないばかりか、PKO要員や救援活動への襲撃、略奪などがつづき、PKOであるUNOSOM-Iはついに撤退となつて終了、米軍主体の多国籍軍に席を譲ることになった。

(d) PKO協力法は、「停戦」のこのような実体的意味とPKOの運用における「幅と限界」について明確な定義や基準を欠いている。むしろ政府の当初の説明は、「停戦の合意が成立しているのだから安全だ」という現実無視のものであり、カンボジアの事態に直面して、「（紙の上の）停戦の合意が正式に破棄されたわけではない」とか、ゲリラ戦であるにもかかわらず「局部的な武力紛争であって、まだ全面的な戦闘になっていないから停戦が崩壊したわけではない」などの弁解に終始し、対応に右往左往した。

(e) 停戦違反または停戦の崩壊は、多くの内容やレベルにわたるものであり、厳密にはどのレベルにあるものでも、それが組織的な意思に基づくものであれば停戦の合意の破綻とみなすべきである。したがって、その実態を見極め、それにふさわしい対処を行なうことが必要である。停戦が実体として崩れた場合は、国連PKOとしてどうすべきかという判断は、要員派遣国として主体性と責任をもつて主張すべきであり、その上で中断、撤収または残留の条件設定などの行動をとるとか、その権利を留保すべきである。

(2) 「紛争当事者の受け入れ合意」

(a) これは具体的には、①紛争当事国および紛争当事者が国連PKOの介在に合意すること、②それぞれの地域において展開する

国連PKOの配置や活動に当事国（者）が同意すること、(3)国連PKOに参加する国について当事者が同意すること、の三つの合意または同意によって構成されている。この三条件が満たされなければ、事実上PKOは配置できない。

(b) 配置後でも、合意または同意が撤回があることがある。この場合も、PKO配置の前提条件がなくなつたわけだから、PKOは撤退するしかない。もちろん、国連としてはPKOの撤収は武力衝突の再開を意味することが多いから、もう一度同意を取りつける努力をすることになり、必ずしも「即時撤収」とはならないことがあるが、原則的には「同意の撤回→PKOの撤収」となる。(4)項(a)(1)。

(c) カンボジアにおいて、ボルボト派はUN TACを「敵」と公言

し、その要員に武力攻撃をかけた。これは事実上の受入れ同意の撤回に等しい。問題は、それが公式にパリ協定の破棄という形ではなく、武力攻撃やラジオ放送という形で示されたことである。国連や日本政府は、これをもって「同意は公式には撤回されていない」と解釈し、PKO撤収の必要はないとしたが、それは「政治的解釈」であつて、われわれは実態をこそ重視すべきである。

(d) ところが、最近ではこの「合意・同意」条項をはずしてもPKOや国連の軍事行動を展開すべきであるという提案がなされ、十分な検討も必要な原則・基準の確認もないままに実施に移されている。ソマリアにおけるUNOSOM（一および二）の場合、政府が存在せず（受入れ国の同意は存在不可能）、飢餓が深刻などの事情はあるため一般化できないが、紛争当事者は多数存在しており、彼らの同意をとりつけることが、PKOの成功のために犠牲者を最低限にとどめるためにも必要であると、いう条件は不变である。一面では、この「同意不存在」のPK

O配置が、第一次UNOSOMの失敗の原因の一つとなり、第二次UNOSOMに武力行使の権限が付与され、市民とPKO部隊の双方に多数の死傷者を出すことにもつながつたと見ることもできる。

(3) 「中立性の確保」

(a) 国連は国際紛争に対して、紛争当事者よりも一段高いところから調停し、平和的・政治的な解決に導くという役割を持っており、それに必要な権威と信頼を保持するために、紛争に対しても立場を堅持することが不可欠である。したがつて、その国連の任務を現場で遂行するPKOは、紛争とその当事者に対する中立性の確保が絶対的な要件とされている。

(b)しかし、ジレンマはここで大きい。紛争当事者は双方ともに正義は自分の方にあると信じ、主張している。国連は正義が実現するために働くものだから、少なくとも自分たちに不利になつたり、相手方に味方するようなことはあってはならないという立場をとる。とくに劣勢にある方は、国連とPKOに対する期待は大きくなる。PKOは、能動的な停戦違反者に対する前に立ちふさがり、受動的な方を保護・護衛する。これは攻撃側から見れば国連（PKO）は敵の側に立つて行動しているということになる。他方、攻撃が大規模であつたり、不意打ちの場合には、PKOは兵力の上からも即応能力の上からも対応できないことがある。これは攻撃される側から見れば、国連（PKO）は停戦違反を見逃し、阻止せず、攻撃を（故意に）許したということになることがある。とくに犠牲が大きかつた場合は、この感情は大きく成長する。このためPKOは、攻撃側からは攻撃の妨害者（＝敵）とされ、被害者側からは攻撃者を通過させるマヤカシの道具（＝敵ないし欺瞞者）とされて、

双方から不信と攻撃の対象にされることがある。

(c) 実は、このジレンマに耐えて紛争解決の雰囲気を醸成し、時間をかせぐのがPKOの本来的な任務であり、性格規定であった。

したがってPKOによる中立違反または中立性を疑われるような言動は、PKOの命取りであり、厳しく律せられてきた。PKOによる武力行使が、「自衛のため」のみに規定されてきたのも、この中立性の堅持という原則と深く結びついている。

(d)しかし紛争当事者の同意もなく、自衛の範囲を超えた武力行使も行なうようなPKOまたは国連の軍事行動ということになると、中立性の確保の意味は紛争当事者の理解と支持によって成立するという基礎が失われるか、著しく希薄になり、中立性や正義の解釈はもっぱら安保理の、とくにP-5の判断と政策に委ねられてしまうことになる。米国や欧州が強大な軍事力を投入し、「負けることのない国連軍」として行動するようになり、ロシアも中国も積極的なチェック機能を果たさなくなるとすれば、安保理決議→軍事力によるその強制的執行（鎮圧）→「平和」の回復という乱暴な論理がまかり通ることにもなりかねない。

(e)われわれは、国連の信頼と権威の基礎は、あくまで軍事的なものより道義的なものであるべきだと考える。PKOの原則の一つとしての「中立性の確保」は、国連憲章第一条、第二条の精神を体現するものとして堅持するとともに、具体的な適用に当たって、より実効性のある方法を見出だす努力をすべきである。

(4) 「中断・撤収」

(a) 撤退の主な例としては、次のものが参考になる。

①一九六七年 UNEFからインドとユーゴ 受け入れ国の工ジプトがPKOの撤退を要求

②一九七四年 UNEF一二からアイルランド 情勢平穏化を理由／国連も追認

③一九八一年 UNIFILからフランス 多国籍軍参加のため／多国籍軍失敗後に復帰

一方的な撤退は一般的には好ましくないが、相当の理由がある場合には許容される。①は受入れ国の同意がなくなったにもかかわらず、国連はPKOの残留を交渉していた時に両国が撤退を通告した。②は国連が縮小を決める前にアイルランドが撤退を決定。③は国連PKOを無能とした米と仏が多国籍軍を投入、仏は自國の部隊をPKOから引き抜いて参加させた。これは最も好ましくない例とされている。

(b) 任務を完了させることができず、PKO総体として撤収したケースとしては、ごく最近のソマリアのUNOSOM一二を挙げることができる。これは前述のように、政府が存在しないことと飢餓が深刻で人道的救援が緊急であることを理由に、紛争当事者の同意なしに配置されたPKOであるが、武装各派の襲撃や略奪があいつぎ、ついに任務遂行をあきらめて撤収した。これは人道的救援の必要という観点からは不本意なものであるが、PKOのあり方としては、やむをえない措置であった（この「弱点」を克服するとして配置されたUNOSOM一二は、強硬な武力行使によって別の問題を引き起こしている）。

(c) 任務途中の「中断」は、PKOの歴史において無数にある。PKOが入ったほとんどの地域で、武力衝突または一方的な攻撃が発生した場合、PKO部隊は可能な限りそれをやめさせ、停戦を回復するように努めるが、それが不可能な場合、与えられた任務の遂行を停止したり、一時任務地を離れて別の場所に移動・待機することがある。このような「停止」「退避」などの中断の行動は、そのような状態にあっては「自然」で「常識的

なものである。

(d) ただし、このような中断は、PKO協力法にあるような各國別の「実施要領」に従って行われるのではない。事務総長に任命されたPKOの軍事司令官は、傘下の各部隊の指揮官に対し、必要な場合には「停止」や「退避」の行動をとるよう、あらかじめ指示しているはずである。各部隊の指揮官は、そのような状況に直面した場合、時間的、技術的に可能なら軍司令官に連絡し、改めて中断の指示を受けるか、中断することを伝えて了解を得るかをするであろう。それができないならば、現場指揮官の判断で中断し、事後的に軍司令官に報告して次の指示を仰ぐことになる。このように中断は、軍司令官によるあらかじめの授権（緊急・即応の場合、事後の報告と命令を条件として）か、その都度の命令によって行われるであろう。こうしてのみ指揮系統は一元性が確保される。これは軍事的常識である。

(e) PKO協力法案の審議の際、政府は「キプロスでトルコ軍が攻撃を開始した時、PKOのニュージーランド部隊は任務地を離れて首都に退避したことがある」と、あたかも「国別の判断」で中断ができるかのような答弁をしたが、これは中断のメカニズムを何も説明していない。PKOの要員は、その配置も移動も、もちろん中断も、PKOの命令系統の中でのみ行われるし、認められるのである。自分を守るべき方法も余裕もない時、「逃げる」のは、軍隊でなくとも当たり前のことであるが、軍隊ではそれが指揮系統というメカニズムの中で行われることになつておらず、PKOもまたその機能をもつてているだけのことである。

(5) 「指揮」と「指図」

(a) PKO協力法の中で最も奇妙で矛盾に満ちているのが「指揮権」

の問題である。同法では、日本のPKO派遣要員は、本部長である総理大臣の指揮に従うことになつておらず、その指揮は自衛隊に関しては、直接には防衛庁長官によって行われることになっている。要するに、日本の派遣要員はすべて日本政府の指揮命令によって行動することになつているのである。

(b) ところが、PKOの実施主体であり、その全責任を負う国連は、そのような国別の指揮命令のシステムを拒否し、断絶させることを原則としており、あくまでも国連の一元的かつ排他的な指揮権を要求し、これまでもその原則を貫いてきた。国連のPKO「モデル協定」や「SOP」（標準運用規定）は、この問題について次のように明言している。

「（平和維持）活動は、そのすべての面について安保理に責任を負う事務総長の指揮下に置かれる。加盟国政府によって派遣された軍事要員は、作戦事項については事務総長の指揮の下に置かれるが、給与と規律の事項については各国の指揮の下にとどまる。平和維持活動の軍事要員が、作戦事項に関しては彼らの国の当局者からは命令を受けず、事務総長から命令を受け取る国連の司令官からのみ受けるということは、平和維持の基本原則である。この指揮系統が尊重されない場合は、作戦上、政治上の深刻な困難をもたらしかねない」
(SOPs = CUILDELINNE/STANDARD OPERATIONAL PROCEDURES)

(c) この原則上のきわだつた矛盾・対立は、次のことから生じた。すなわち、自衛隊を派遣したい政府にとって、PKOの原則を受け入れた場合、自衛のためとはいえ任務遂行のための武力行使を拒否できなくなる。これは直接に憲法に抵触することになるから、国連の指揮下の組織的な武力行使に参加しないために、指揮権が日本政府にあることにして、自衛隊員のPKO要員は「正当防衛の範囲内の個人としての武器の使用」にとどめ

することにする以外にない、という論理である。もちろん、自衛隊ではなく文民の派遣の場合は武力行使の問題は生じないが、政府にとってPKOとは自衛隊派遣問題でしかなかったから、

このような驚くべき原則無視の法律をつくったのである。

(d) この矛盾をつくろうために、政府は事務総長の指揮を「指図」と呼ぶことにした。日本から派遣された自衛隊員は、政府の指揮下で、事務総長の「指図」に従うことになるが、この明白な「二重指揮」は、政府がつくる「実施要領」を事務総長の「指図」に「適合するように」することで解決できるというのである。事務総長がPKOの原則に従って武力行使の「指図」をした場合、武力行使をしない実施要領をどのように「適合」させたのか。日本に指揮権があり、武力行使をしないと言っている以上、事務総長は日本の要員には指揮できず、武力行使を「指図」することもできない。これでは前記(b)の原則の日本による破壊であり、躊躇である。

(e) この指揮権をめぐる矛盾は、カンボジアにおいて如実に露呈した。日本人文民警察の高田氏が死亡したとき、政府は不安と不満を抱く日本人文民警察の要員を任務地からブノンペンに集めて、対策会議を開こうとした。このような任務地からの離脱、移動は、国連にとってはまさに「作戦上の事項」である。日本人だからという理由で、「彼らの国の当局者から」命令を受けようなことを許してはならない。したがって国連は、当然これを拒否した。政府は次に、人文民警察の隊長を日本人警官がいる各地を訪問させたいと求めた。これも同質であり、国連は難色を示した。幹部要員の巡回移動は、護衛や移動手段の問題を伴い、それを「日本人のために」認めることはできないからである。結局、国連が巡回を「命じる」ことにして、国連の業務として国連のヘリコプターを使い、国連の護衛をつけて訪問が

行われることになった。この「妥協」の直後に日本が一〇〇万ドルの「安全対策費」の拠出を表明したのは、象徴的であった。

(6) 「文民の役割」

(a) PKOの任務と現場での業務には、文民が果たしている分野はきわめて多く、文民の要員派遣の要請も強い。行政部門はもちろん、難民の帰還・定住、選挙の管理・監視、文民警察、生活インフラの復旧・整備、医療・保健、食料・水の供給・分配など、紛争地域で最も被害を受け、救援を必要とする住民の生活と社会の再建のためには、多様な能力を持った多数の文民要員が不可欠である。初期のPKOでは、停戦や緩衝地帯の形成など軍事的必要から軍隊がPKOの主体であり、今日もその役割は相当に大きいものがあるが、最近のPKOから将来のPKOに向かっては、文民要員の役割はますます大きくなろう。

(b) 欧米では、ボランティア活動の長い経験や教会の伝統などに支えられて、PKOや災害救助、人道援助などの分野で相当数の人びとが働いており、軍隊ではできない地域と住民に根づいた活動を行なってきた。また独自の資金調達能力ももっている。実際、世界中の紛争地や災害地で、最も迅速に、最もキメ細かな救援や協力活動を展開しているのは、このようなNGOである。国連PKOもまた、これらNGOとの協力と調整によって機能することが多い。しかし国際社会は、このような「個人的善意」によるだけでなく、資金的にも人材としても、この必要に応える制度的充実を図るべきである。

(c) 軍事的機能をできるだけ縮小すべきである国威社会において、憲法上も軍事的貢献ができる日本は、この分野で傑出した役割を果たすべきであり、それは可能である。日本の国際的発言力の拡大という意図をもった「国際貢献」論からする自衛隊

(=軍隊)派遣という路線は、眞の国際協力や人道主義の理念とは無縁のエゴイズティックな国益主義であり、やがては覇権主義にも結びつきうるものである。われわれは、「非軍事・民生・文民」の原則に自信を持って、その具体化と制度的推進を進めるべきである。

(7) ガリ事務総長の報告「和平への課題」

(a) 「和平への課題」には、実は多くの傾聴すべき見解と提言が含まれている。

しかし同時に、軍事課題に関して、かなり慎重な検討と条件設定がないと受け入れにくい、あるいは受け入れるべきでない発想と提言も含まれている。したがって「和平への課題」は、全面的な吟味が必要であり、安易な賛同や、ましてや安易な実施はすべきではない。しかし現状は、軍事行動の分野で基準や条件もあいまいなままに、「緊急性」「必要性」を理由として実施されつつある。これには厳しい警戒と批判の目を持って対処すべきであろう。

(b) 「和平への課題」の軍事分野については、次の点に注目すべきである。

① 國際紛争の解決を四段階（「予防外交」「平和創出」「平和維持」「平和建設」）に分け、従来の「平和維持」（PKO）以外で国連が軍事行動をする分野を新たに設定、その憲章上の根拠を第七章に求めて、「国連軍」に代位する「国連独自軍」の発想を提起している。これは特に軍事大国の軍縮や武器移転の禁止が伴わなければ、安保理の軍事大国・P5の軍事行動に国連が道を開き、大義名分を与えるという「両刃の剣」となる危険性がある。

② 「予防外交」のうち、重装備の軍隊を一方の当事国の要請で事前配備する、という部分は、「軍事的威圧」による平和維

持という性格のものであり、国連が紛争の当事者になる可能性を多分にはらんでいる。

③ 「平和創出」は、紛争中の当事者の間に相当の戦闘力をもつた「国連軍」を投入し、戦闘の停止、または停戦違反の行為を軍事的に強制するという「平和執行部隊」の構想である。これは場合によっては三つ巴の戦争となりかねない。また

「平和執行部隊」自身が、戦闘の過程で「攻撃」や「報復」を行うことになることが十分に想定され、国連が「平和のために」破壊や市民を含む殺戮を行うことになる。これは単なる推測ではなく、すでにソマリアで実証されつつある。

④ 「平和維持」は従来のPKOである。しかし、これは明確に他の分野と分離されたものでなく、「平和執行部隊」や「予防配備」の性格と任務を併わせ持たされたものになりつつある（ソマリア、マケドニア、ボスニアなど）。これに伴って「平和維持」（PKO）の諸原則自体がなし崩しにあいまい化され、放棄されることになろうとしている。

⑤ 「平和建設」は、紛争解決後の社会の再建・復興の課題である。これは現在も世界各地で必要な問題であり、国連がこれを自らの課題として取り組むことは積極的な提言だが、人材と資金などの問題が大きく関係し、提言も具体性に欠ける。

二、今後の対応

PKOの性格が実質的に大きく変化してきてることを踏まえ、あらためてそれへの対応策を確立すべきである。その際、次のように柱で考えていくこととする。

(1) PKOについて国連憲章で明確に位置づけていくことを提唱する。

びつけ、必要な人員・装備・予算などの移管も含めて推進する。

(2) 従来のPKOの諸原則は、紛争の平和的解決のための国連の役割にとっても重要であり、国連および政府に対してその堅持と尊重を求めていく。

(3) ガリ事務総長の『平和への課題』における「平和執行部隊」「予

備配備」などはすでに実行に移されているが、それ自体、基準や条件が明確にされていらず、国連が紛争の当事者となる危険性が多分にあり、国連に対して慎重な対応と十分な検討を求めるとともに、政府に対して安易な支持や協力を控えるよう要求する。

(4) わが党も提案してきた「国連平和基金」構想は、国連においても現実的な課題として検討されており、その実現のために日本が積極的に協力していくよう、政府に働きかけを強める。

(5) 国連PKOに対するは、「非軍事・民生・文民」の原則で積極的に参加・協力していく。

(6) PKOへの参加・協力にあたっては、PKOの運用や諸原則の適用の適正さを確保する上からも、派遣される要員の安全確保の観点からも、事前調査を厳密に行なうとともに、期間中の客観的なモニターの配置など、十分な措置を講じる。国連との間でも、明確な派遣協定を結ぶべきである。

(7) 現行のPKO協力法の「見直し」については、昨年参議院で提出した社会党の法案の内容を軸に次のような事項を含めて、さらに具体的に内容を豊富化させる。

(a) とくに常設の「国際協力隊」の設置を自衛隊の縮小・改編と結

(b) 「病院船」の建造などについて、さらに具体化する。

(c) 「訓練センター」「備蓄センター」の設置を促進する。

(d) 緊急な災害救援活動について、迅速な対応ができるよう、アジア諸国とあらかじめ協定を結ぶなどの措置の実現を図る。



国連平和維持活動一覧

名 称	派遣根拠	派遣地域	派遣期間	主要任務・活動	参 加 国	最大要員	犠牲者
1. 国連休戦監視 機構 (UNTSO) ※	安保理決議50 (1948. 5. 29) 安保理決議73 (1949. 8. 11)	エジプト、レバノン、ヨルダン、イスラエル等	1948. 6. 11 ~ 現在	パレスチナ休戦の監視 スエズ運河停戦監視、 ゴラン高原停戦監視、 UNDOF、UNIFIL、 UNGOMAP 等との協力	20	572	28
2. 国連インド・ パキスタン軍事監視団 (UNMOPIP) ※	安保理決議47 (1948. 4. 21)	ジャム・カシミール、インド・パキスタン国境	1949. 1. 24 ~ 現在	ジャム・カシミールにおけるインド・パキスタン両軍の停戦監視	14	102	5
3. 第1次国連緊急軍 (UNEF I)	総会決議998 (1956. 11. 4) 総会決議1000 (1956. 11. 5)	スエズ運河、シナイ半島、ガザ	1956. 11. 4 ~ 1967. 6	停戦・軍隊撤退の監視 (英・仏・イスラエル軍)、イスラエル・エジプト両軍の衝突防止	10	6,073	90
4. レバノン国連監視団 (UNOGIL)	安保理決議128 (1958. 6. 11)	レバノン・シリア国境	1958. 6. 12 ~ 1958. 12. 9	越境軍人・軍事物資の浸透防止	20	591	0
5. コンゴ国連軍 (ONUC)	安保理決議143 (1960. 7. 14) 安保理決議161 (1961. 2. 21)	コンゴ(現ザイール)	1960. 7. 15 ~ 1964. 6. 30	ベルギー軍撤退確保、 政府に対する治安・行政面での援助、コンゴの領土保全、独立維持内乱防止	30	19,828	234
6. 西イリアン国連保安隊 (UNSF)	総会決議1752 (1962. 9. 21)	西イリアン	1962. 10. 3 ~ 1963. 4. 30	国内の平和・治安維持	3	1,500	0
7. イエメン国連監視団 (UNYOM)	安保理決議179 (1963. 6. 11)	イエメン・アラブ	1963. 7. 4 ~ 1964. 9. 4	サウジアラビア、アラブ首長国連邦間の停戦協定履行監視	11	189	0
8. 国連キプロス平和維持軍 (UNFICYP) ※	安保理決議186 (1964. 3. 4)	キプロス	1964. 3. 27 ~ 現在	武力衝突再発防止、法と秩序の維持・回復、 キプロス軍とトルコ軍・トルコ系キプロス軍の停戦監視・衝突防止	9	6,411	149
9. ドミニカ事務総長代表使命団 (DOMREP)	安保理決議203 (1965. 5. 14)	ドミニカ共和国	1965. 5. 15 ~ 1966. 10. 22	2つの事実上の政府間の停戦違反の監視	3	3	0

10. 国連インド ・パキスタン 監視団 (UNIPOL)	安保理決議211 (1965. 9. 20)	カシミールとアラ ビア海のインド ・パキスタン国境	1965. 9. 23 ~ 1966. 3. 22	国境における停戦・監 視 (UNMOGIP の管轄区 域を除く)	19	96	0
11. 第2 次国連 緊急軍 (UNEF II)	安保理決議340 (1973. 10. 25) 安保理決議341 (1973. 10. 27)	エズラ河地帯、 シナイ半島	1973. 10. 25 ~ 1979. 7. 24	エジプト・イスラエル 両軍間の停戦・監視、 両軍間緩衝地帯のコン トロール	13	6,973	52
12. 国連兵力引 離し監視軍 (UNDOF) ※	安保理決議350 (1974. 5. 31)	シリアのゴラン高 原	1974. 6. 3 ~ 現在	イスラエル・シリア間 の停戦監視、兵力引離 しのための緩衝地帯の 設立	6	1,450	24
13. 国連レバノ ン暫定軍 (UNIFIL) ※	安保理決議425 (1978. 3. 19)	南部レバノン	1978. 3. 10 ~ 現在	イスラエル軍の撤退確 認、レバノンの有効な 権限回復の援助、平和 と安全の維持	14	7,000	170
14. 国連アフガ ニスタン・パ キスタン仲介 ミッション (UNGOMAP)	1988. 4. 25 安保理による事 務総長提案への 合意表明	アフガニスタン・ パキスタン国境	1988. 5. 15 ~ 1990. 3. 15	両国間の合意に基づく 外国軍隊撤退等の合意 違反の監視	10	50	0
15. 国連イラン ・イラク監視 団 (UNIIMOG)	安保理決議619 (1988. 8. 9)	イラン・イラク国 境	1988. 8. 9 ~ 1991. 2. 21	イラン・イラク停戦監 視、両軍撤退の監視	26	399	1
16. 国連アンゴ ラ監視団 (UNAVEM)	安保理決議626 (1988. 12. 20)	アンゴラ	1989. 1. 3 ~ 1991. 7. 22	キューバ軍のアンゴラ 領からの撤退の監視	10	70	0
17. 国連ナミビ ア独立支援グ ループ (UNTAG)	安保理決議435 (1978. 9. 29)	ナミビア	1989. 4. 1 ~ 1990. 3. 31	南アフリカ軍の撤退監 視及び制憲会議選挙の 監視	48	4,493	19
18. 国連ニカラ グア選挙監視 団 (ONUEN)	事務総長より安 保理総長宛書面 (1989. 7. 6)	ニカラグア	1989. 8. 21 ~ 1990. 2. 28	1990年2月25日に行わ れたニカラグアの総 選挙プロセスに対する 監視	20	70	0

19. 国連中米監視団 (ONUCA)	安保理決議644 (1989. 11. 7)	ニカラグア	1989. 11. 7 ~ 1992. 1. 17	不正規軍・反乱勢力に対する援助の停止及び他国攻撃のための自國領土不使用の検証	11	1,098	0
20. 国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM) ※	安保理決議687 (1991. 4. 3) 安保理決議689 (1991. 4. 9)	イラク、クウェート	1991. 4. 13 ~ 現在	イラク・クウェート国境地帯の監視、国境侵犯行為の抑止、両国の敵対行為の監視	36	1,443 91. 10 現在 917	
21. 西サハラ住民投票監視団 (MINURSO) ※	安保理決議690 (1991. 4. 29)	西サハラ	1991. 9. 5 ~ 現在	西サハラの帰属を決定する住民投票の実施・監視	25	約2,800 (予定)	
22. 国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL) ※	安保理決議693 (1991. 5. 20) 安保理決議729 (1992. 1. 14)	エルサルバドル	1991. 7 ~ 現在	エルサルバドル政府と反政府側との和平合意の実施の検証		1,090 (予定)	
23. 第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II) ※	安保理決議696 (1991. 5. 30)	アンゴラ	1991. 6 ~ 現在	アンゴラ政府と反政府側との和平合意の実施の検証		約600 (予定)	
24. 国連カンボジア先遣隊 (UNAMIC)	安保理決議717 (1991. 10. 16) 安保理決議728 (1992. 1. 8)	カンボジア	1991. 11. 9 ~ 1992. 3. 15	和平協定に基づくカンボジア各派の停戦監視、地雷の処理	26	268	0
25. 国連保護軍 (UNPROFOR) ※	安保理決議743 (1992. 2. 21)	ユーゴースラビア	1992. 3 ~ 現在	「国連保護地域」の武装解除の維持・検証、現地警戒の監視	31 (予定)	14,000	
26. 国連カンボジア暫定機構 (UNTAC) ※	安保理決議745 (1992. 2. 28)	カンボジア	1992. 3. 15 ~ 現在	カンボジア各派の停戦・武装解除の監視、治安の維持、総選挙の準備・実施、行政の監視、難民帰還の支援、復旧の支援	約 30	22,000 以上	
27. 国連ソマリア活動 (UNOSOM) ※	安保理決議751 (1992. 4. 24)	ソマリア		ソマリア各派の停戦合意の監視、難民援助活動の安全保障の確保		50 以上	

(注1) 1992年(平成4年)4月末日現在

(注2) 「名称」中に※で示しているものは現在活動中のもの(現在活動中のPKOは12、国連ソマリア活動を含む)

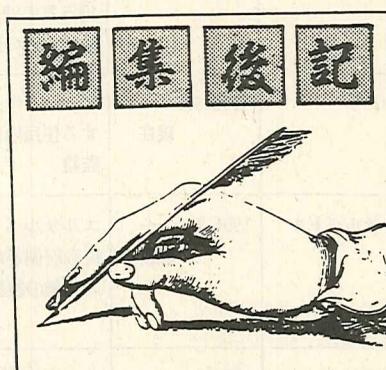
(注3) 借り者数の数は活動終了したPKOを除き、明確さを欠く。

(注4) 「21」～「23」「25」～「27」のPKOは最近相次いで設立され編成中のものもあり、参加国など詳細不明な点がある。

■一九九三年六月一八日は歴史的な日となつた。この日の衆議院本会議で、宮澤内閣に対し社公民三党が突き付けた不信任案の採決が行われたが、宮澤總理・總裁の政治改革に対する姿勢をめぐり自民党内からも不信任案賛成や本会議欠席などの造反があり、不信任案は二五五票対二一〇票の大差で可決。そして自民党は分裂し、「新党さきがけ」「新生党」が誕生。自民党は過半数を大きく割り込む。

■一九五五年に左右社会党が統一し、保守合同が行われて、いわゆる「五五年体制」が発足してから三八年。この間、社会党は様々な政権構想を打ち出し、反自民の連合政権樹立に取り組んだが、とうとう自民党一党支配を突き崩せなかつた。しかしその間、自民党政治の金権腐敗が進み、今やその極に達して、自民党支配体制は自壊しつつある。

■戦後日本政治史を画すことになりそうな今回の衆議院総選挙——社会党にとっては守りつつ(議席確保)攻め(反自民の連立政権樹立)攻めつつ守る選挙だ。国民党は自民党一党支配にうんざりし、自民党離れがすんでいるが、同時に社会党離れも進んでいることは、



先の都議会議員選挙の結果を見れば明らか。政治改革とともに社会党改革、社会党と国民の新しい結びつきのあり方が問われている。

■今回の衆議院選挙で、過半数を制する党はなくなり、どのような形であれ、本格的な連立政権が誕生することは必至の情勢だが、このような事態は戦後の一時期を除き初めてのことである。社会党にとっても、国民党にとっても国民にとっても、一定のとまどいは避けられない。選挙では、通常はまず、各党本来の政策を訴えるところだが、早くも選挙公示前から連立政権が焦点となつておらず、追つて連立政権の政策が問題となつていて、ともあれ、この経験をしつかり経験し尽くすことで、社会党も柔軟で強靭、したたかな党に成長し、また、社会党と国民の新たな結びつきが生まれてくるのだろう。

■とともに自民党一党支配を確実に終わらせ、連立政権樹立、政治改革を実現しなければならないが、それとともに、またそれによってわれわれはどのような政策を実現するか、また実現できるのか。自民党一党支配が終わったあとの社会党のあり方は——。いま闘いのさなか、この歴史的試練に全党挙げて立ち向かいたい。

(T・H)

政策資料編集委員会

委員長 日野市朗
編集委員 石橋大吉
鈴木久
松前仰
山本正和
藁科満治
渡辺銳氣
石田好数
原野人
小川正浩
渡辺博
元信堯
渕上貞雄
小野信一
外口玉子
元信堯
篠崎年子
温井寛
浜谷惇
早川幸彦
河野道夫
長谷川崇之

会計監査 兼事務局長
定価一部 三〇〇円
年間購読料 四二〇〇円(前納)
郵便振替 東京8-80821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

「政策資料」購読料のお知らせ	
定価一部	三〇〇円
年間購読料	四二〇〇円(前納)
郵便振替	東京8-80821
又は	
大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

August 1993

No. 323

<Foreword>

WATANABE Eiki

Central Executive member in charge of policy-making

<Documents>

Draft summary of ammendments to the Basic Law on the Handicapped

Petition on restructuring the system of the aged care

Amendment proposal on the draft law for better employment conditions
of short-time workers

Proposal on the draft law for redressing inapporopriate service
contracts

Draft declaration of 1993, "Challenge to Power"

Provisional report on the PKO issues

政策資料 8月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日野市朗

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111 内線3886~7

FAX 03(3502)5857

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)